

# 第2次新座市子ども・子育て支援 事業計画（案）

令和2年〇月

新 座 市



# 目次

|   |    |
|---|----|
| 第1章 計画の概要                               | 1  |
| 1 計画策定の背景と趣旨                            | 2  |
| 2 基本理念                                  | 4  |
| 3 基本目標                                  | 5  |
| (1) すべての子どもが健やかに、幸せに育つことを応援するために        | 5  |
| (2) すべての親が子育てを楽しみ、子どもと共に成長できることを応援するために | 5  |
| (3) 地域で子どもや親の成長を支えるまちづくりを応援するために        | 5  |
| 4 計画の位置付け                               | 6  |
| (1) 法的な位置付け                             | 6  |
| (2) 市の関連計画との位置付け                        | 6  |
| 5 計画の期間                                 | 7  |
| 6 計画の対象                                 | 7  |
| 7 計画策定の経過                               | 7  |
| 8 計画の進捗管理・評価                            | 7  |
| 第2章 新座市の子どもを取り巻く状況                      | 9  |
| 1 新座市の子どもと家庭                            | 10 |
| (1) 人口の状況                               | 10 |
| (2) 世帯の状況                               | 12 |
| (3) 出生の状況                               | 14 |
| (4) 就業の状況                               | 16 |
| (5) 教育・保育事業利用の状況                        | 17 |
| (6) その他の状況                              | 20 |
| 2 アンケート調査からみる子どもの状況                     | 23 |
| (1) 調査の概要                               | 23 |
| (2) 調査結果                                | 24 |
| 3 第1次計画の評価                              | 33 |
| (1) 保育にかかる施設型給付                         | 33 |
| (2) 学校教育にかかる施設型給付                       | 34 |
| (3) 利用者支援事業                             | 35 |
| (4) 時間外保育事業                             | 35 |
| (5) 放課後児童健全育成事業                         | 36 |
| (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト事業）         | 36 |
| (7) 乳児家庭全戸訪問事業                          | 37 |
| (8) 養育支援訪問事業                            | 38 |
| (9) 地域子育て支援拠点事業                         | 38 |
| (10) 一時預かり事業                            | 39 |
| (11) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）                 | 40 |

|   |    |
|---|----|
| (12) ファミリー・サポート・センター事業                    | 40 |
| (13) 妊婦健康診査事業                             | 41 |
| 4 第2次計画に向けた考え方                            | 42 |
| 第3章 施策の展開                                 | 43 |
| 施策の体系                                     | 44 |
| 基本目標Ⅰ すべての子どもが健やかに、幸せに育つことを応援するために        | 45 |
| 基本施策(1) 子どもの育ちを応援する事業                     | 45 |
| 基本施策(2) 幼児教育・保育事業                         | 48 |
| 基本施策(3) 児童虐待防止に向けた取組                      | 50 |
| 基本施策(4) 障がい児施策の充実に yönelik 取組             | 51 |
| 基本施策(5) 生活困難世帯に対する支援の推進                   | 52 |
| 基本目標Ⅱ すべての親が子育てを楽しみ、子どもと共に成長できることを応援するために | 53 |
| 基本施策(1) 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援         | 53 |
| 基本施策(2) 子育てしやすい環境の整備                      | 55 |
| 基本目標Ⅲ 地域で子どもや親の成長を支えるまちづくりを応援するために        | 56 |
| 基本施策(1) 地域における子育て支援のネットワークづくり             | 56 |
| 基本施策(2) 青少年を支援する取組                        | 58 |
| 基本施策(3) 安心して外出できる環境の整備                    | 59 |
| 基本施策(4) 子どもを犯罪等の被害から守るための取組の推進            | 60 |
| 第4章 教育・保育の量の見込みと 確保方策、実施時期                | 61 |
| 1 教育・保育提供区域の設定                            | 62 |
| 2 人口の見込み                                  | 63 |
| 3 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育                    | 66 |
| (1) 保育にかかる施設型給付                           | 66 |
| (2) 学校教育にかかる施設型給付                         | 70 |
| 4 地域子ども・子育て支援事業                           | 74 |
| (1) 利用者支援事業                               | 74 |
| (2) 時間外保育事業                               | 76 |
| (3) 放課後児童健全育成事業                           | 77 |
| (4) 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライト事業)           | 79 |
| (5) 乳児家庭全戸訪問事業                            | 81 |
| (6) 養育支援訪問事業                              | 82 |
| (7) 地域子育て支援拠点事業                           | 83 |
| (8) 一時預かり事業                               | 84 |
| (9) 病児保育事業(病児・病後児保育事業)                    | 86 |
| (10) ファミリー・サポート・センター事業                    | 87 |
| (11) 妊婦健康診査事業                             | 88 |
| (12) 実費徴収に係る補足給付事業                        | 89 |
| (13) 多様な主体の参入促進事業                         | 89 |
| 参考資料                                      | 91 |

|   |  |    |
|---|--|----|
| 1 | 計画の策定経過 .....                              | 92 |
| 2 | 新座市子ども・子育て会議委員名簿 .....                     | 93 |
| 3 | 関係法令 .....                                 | 94 |
|   | （1）新座市子ども・子育て会議条例 .....                    | 94 |
|   | （2）児童の権利に関する条約（抜粋） .....                   | 95 |
|   | （3）新座市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 ..... | 98 |



A decorative graphic consisting of several overlapping circles in various shades of gray, positioned to the left of the chapter title.

# 第 1 章 計画の概要

## 1 計画策定の背景と趣旨

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んできており、学校や学びの在り方など新たな局面を迎えています。こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」を始めとする子ども・子育て関連 3 法を成立させ、平成 27 年 4 月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

しかしながら、25 歳から 44 歳の女性就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、平成 30 年 4 月時点の全国の待機児童数は 1 万 9,895 人と減少傾向となっているものの、保育を必要とする子ども・家庭全てが利用できてはいない状況です。

待機児童の解消は喫緊の課題であり、国では平成 29 年 6 月に「子育て安心プラン」を公表し、平成 30 年度から令和 4 年度末までに女性の就業率 80%にも対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

就学児童においても、共働き家庭等の児童数の更なる増加が見込まれており、平成 30 年 9 月には、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。



本市においては、平成27年3月に「新座市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てをしやすいまちづくりの実現に向けて子育て支援を総合的に進めてきました。

待機児童数は近年減少してきているものの、依然として解消に至っておらず、今後も保育ニーズの高まりが予測される中で、保護者のニーズを適切に把握しながら、更に待機児童の解消に向けて取り組んでいく必要があります。

また、子育て中の多くの保護者が、子育てについて不安等を抱えている中で、子育て世帯の不安感や負担感の軽減を図るため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制づくりも重要です。

この度、「新座市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和元年度末で満了することから、引き続き計画的に施策を推進するため「第2次新座市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していきます。

## 2 基本理念

基本理念は、本市及び本計画の考え方を示すものです。

本市では、平成16年度に策定した「新座市次世代育成支援行動計画」及び「新座市子ども・子育て支援事業計画」において、「子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援都市にいざ」を基本理念と位置付けてきました。

この基本理念には、まち全体で全ての子育て家庭を「応援」すること、子どもと共に親も成長していく「共育ち」、子育て・子育てを応援するための地域づくりが重要であるという考え方、また、行政の施策だけでなく、地域社会全体が一体となった子育て環境づくりを目指し、全ての市民が共に成長し、より良い地域をつくっていききたいという願いが込められています。

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針においては、「18歳までを子どもとする」、「父母その他の保護者は、子育てについて第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現」、「子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、『親育ち』の過程を支援していくことが必要」、「家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない」と規定されています。

子育てをしやすいまちづくりには、子どもの成長を目的の核に据えつつ、共に親が育ち、地域が育つことが欠かせないものであり、また、親が発する子育てのニーズを把握するだけでなく、子どもたち自身が何を望んでいるのか、子どもたちにとって何が望ましいのかという視点を持つことが重要です。

本計画においても、これまで市が掲げてきた基本理念「子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援都市にいざ」を引き続き継承し、この理念を具現化するために各施策を実施していきます。

### 3 基本目標

本計画では、以下の3つの基本目標の下に、子ども・子育て支援施策の総合的な推進を図ります。

#### (1) すべての子どもが健やかに、幸せに育つことを応援するために

核家族化や共働き家庭の増加などの社会状況の変化によって、保育ニーズが高まっています。

このような保育ニーズの高まりへ対応するため、乳幼児期における保育サービスの充実や就学児童の放課後の活動場所の充実を計画的に進めるとともに、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力して、子どもの成長に応じた適切な支援が受けられる、子育てしやすい環境の整備を進めます。

また、妊産婦や新生児の健康、虐待の未然防止、障がい児支援など、子どもが健やかに育つことができるための多面的なサポートをします。

#### (2) すべての親が子育てを楽しみ、子どもと共に成長できることを応援するために

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての子育て家庭と子どもを対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていく必要があります。

子育てに不安や悩みを抱えた家庭が孤立することがないように、家庭環境等の変化により多様化する相談に答えるとともに、妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、家族が健やかに生活できるよう取組を進めます。

また、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、経済的困難を抱える家庭への対応を図ります。

#### (3) 地域で子どもや親の成長を支えるまちづくりを応援するために

地域の大人たちが子どもを見守る取組を推進するため、子どもや保護者が参加して交流できる場づくりなど、地域資源を活かした総合的な子育て支援体制づくりをさらに推進します。

また、親子が安心して外出できる環境づくりに努めるとともに、子どもが犯罪に巻き込まれない、安全・安心なまちづくりを進めます。

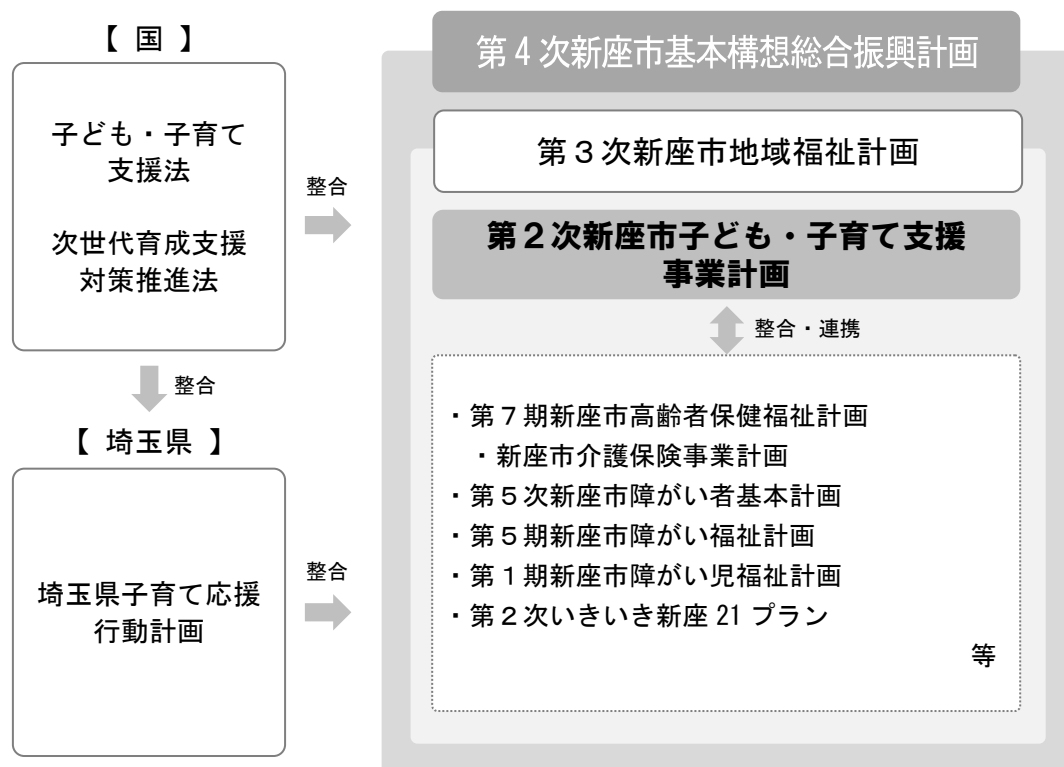
## 4 計画の位置付け

### (1) 法的な位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく子ども・子育て支援事業計画であるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」として位置付けるものです。

### (2) 市の関連計画との位置付け

本計画は、市のまちづくりの基本となる「新座市総合計画」を上位計画として、「新座市地域福祉計画」などの関連計画と整合性を持たせた、市の子ども・子育てに係る総合計画です。



## 5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から6年度までの5か年とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、必要に応じて本計画の見直しを行います。

## 6 計画の対象

本計画の対象は、本市に居住する全ての子ども（18歳未満の児童）及びその保護者、出産予定のある市民、地域における子育て支援活動を行う市民とします。

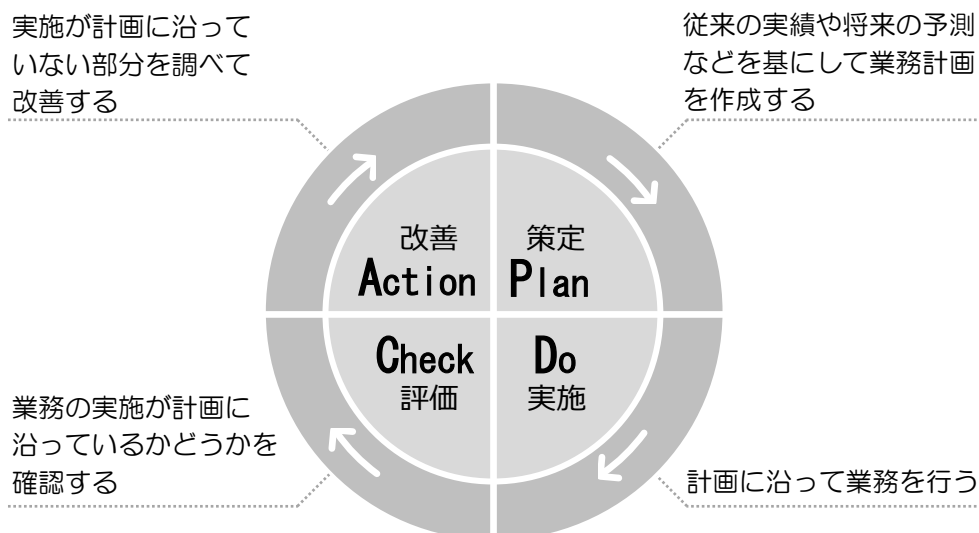
## 7 計画策定の経過

本計画の策定に当たっては、子どもの保護者、事業者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、学識経験を有する方などによって構成する「新座市子ども・子育て会議」で審議しました。

また、子育て家庭を始めとした市民の意見を反映させるため、ニーズ調査の実施、パブリックコメントに準じた意見募集を実施しました。

## 8 計画の進捗管理・評価

本計画の実行性を高めるため、年度ごとに施策を点検、評価し、PDCAサイクルを活用した進捗管理を行います。







## 第2章

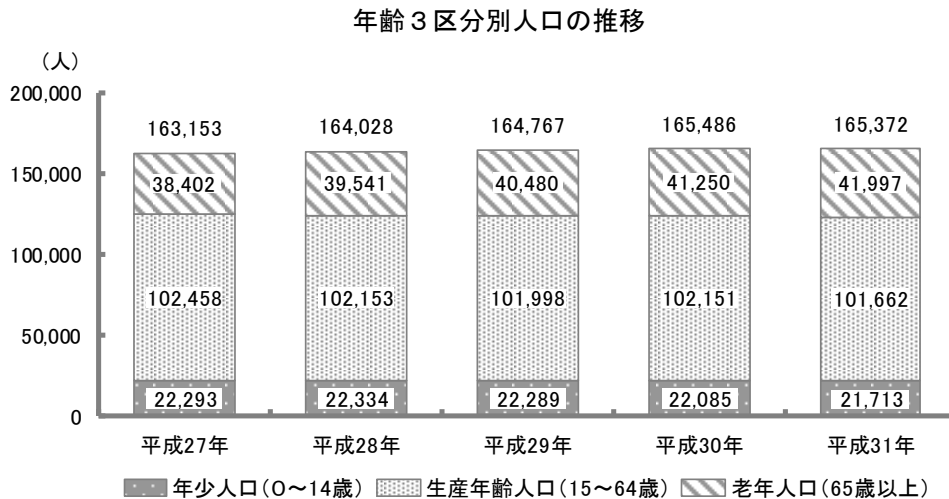
# 新座市の子どもを取り巻く状況

# 1 新座市の子どもと家庭

## (1) 人口の状況

### ① 年齢3区分別人口の推移

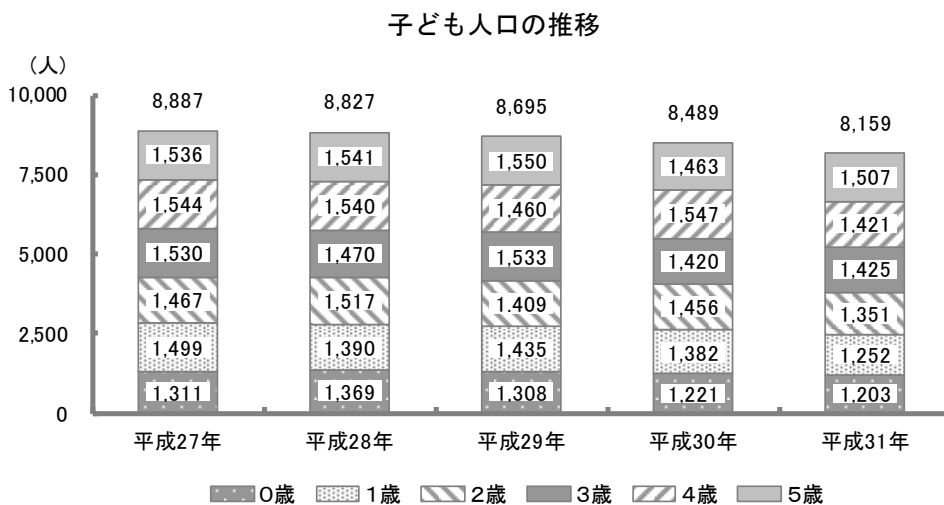
本市の人口はこれまで増加を続けてきましたが、平成31年に初めて減少に転じました。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少傾向である一方、老年人口（65歳以上）は増加しています。



資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（平成27年～30年1月1日現在）、住民基本台帳（平成31年4月1日現在）

### ② 年齢別就学前児童数の推移

0歳から5歳までの子どもの人口は平成25年の8,993人をピークに減少しています。

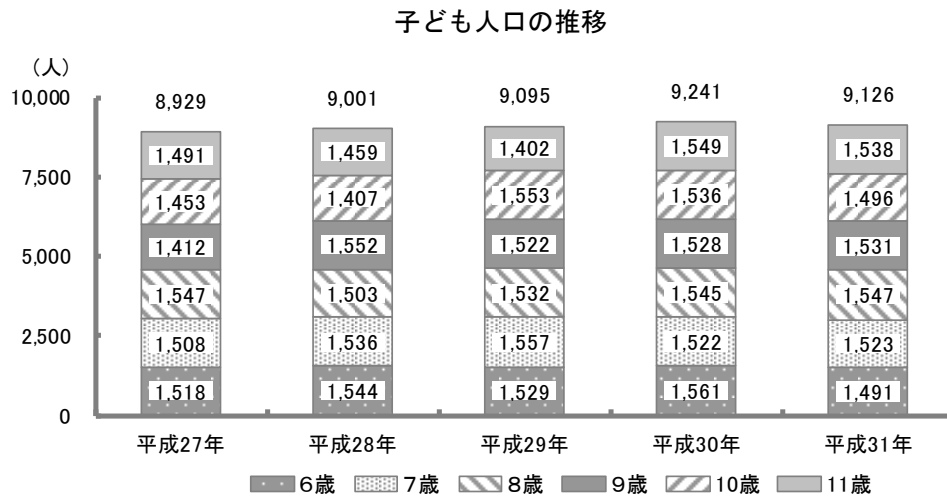


資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（平成27年～30年1月1日現在）、住民基本台帳（平成31年4月1日現在）



### ③ 年齢別就学児童数の推移

6歳から11歳の子どもの人口は増加傾向にあります。

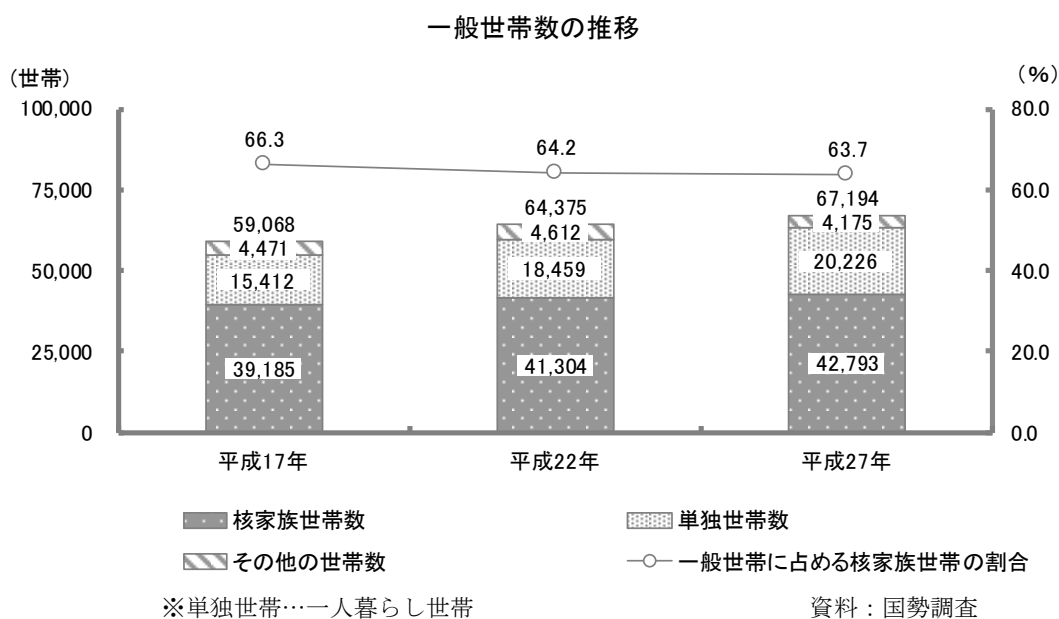


資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（平成27年～30年1月1日現在）、  
住民基本台帳（平成31年4月1日現在）

## (2) 世帯の状況

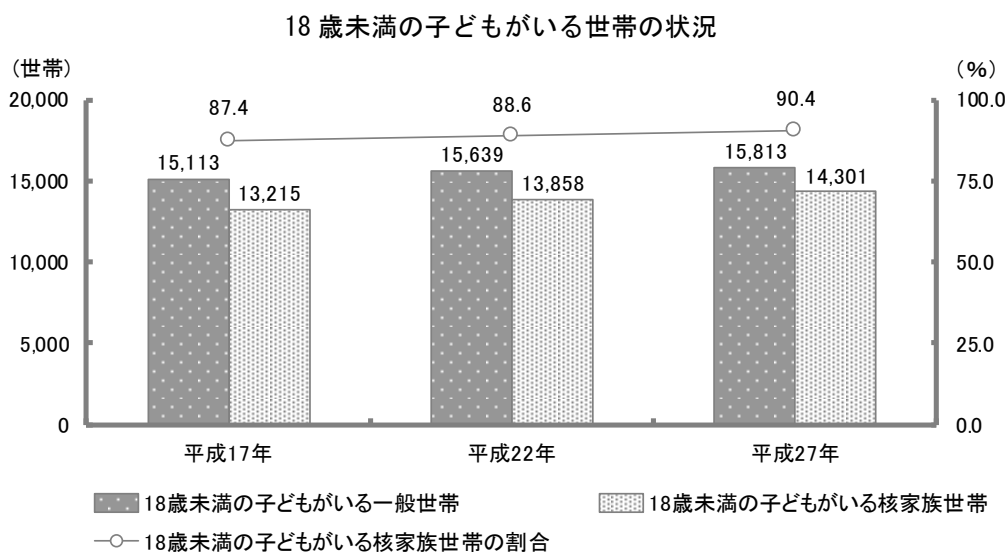
### ① 一般世帯の状況

核家族世帯数は年々増加していますが、一般世帯に占める核家族世帯の割合は減少しています。



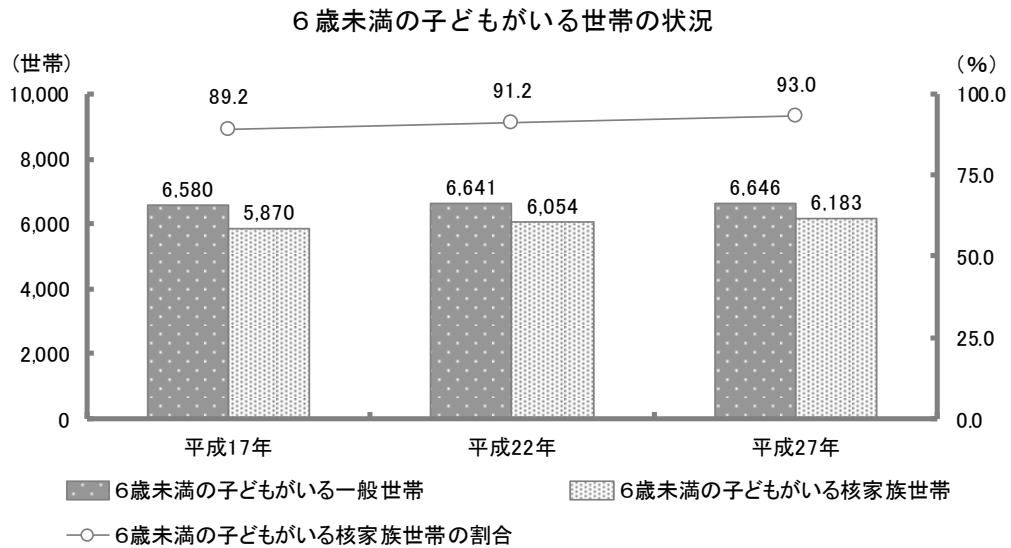
### ② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

18歳未満の子どもがいる一般世帯数は増加しています。また、18歳未満の子どもがいる一般世帯に占める核家族世帯の割合も増加しています。



### ③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

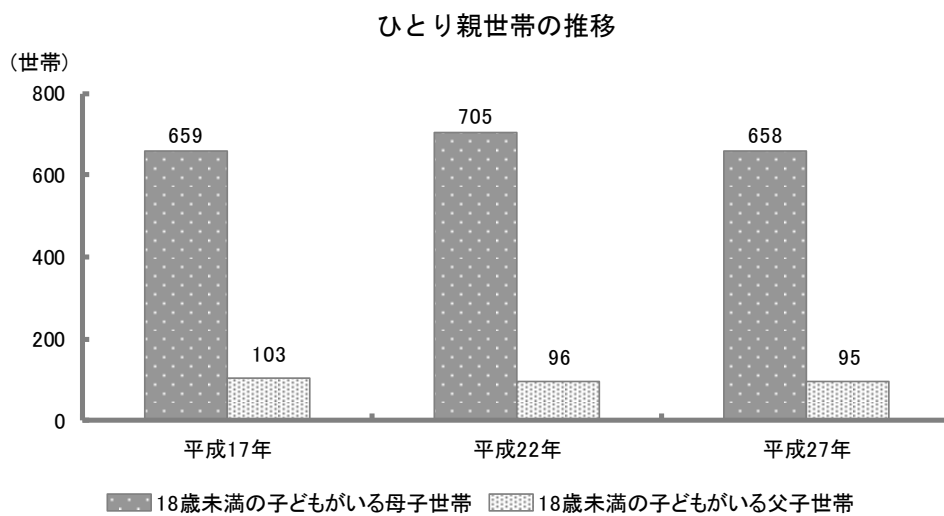
6歳未満の子どもがいる一般世帯数は増加しています。また、6歳未満の子どもがいる一般世帯に占める核家族世帯の割合も増加しています。



資料：国勢調査

### ④ ひとり親世帯の推移

18歳未満の子どもがいる母子世帯と父子世帯の数は、ほぼ横ばいの状況にあります。

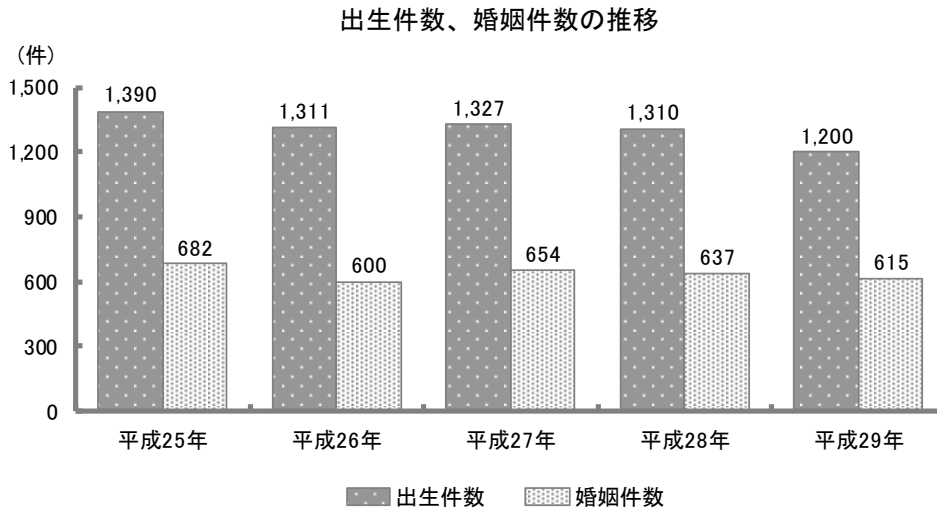


資料：国勢調査

### (3) 出生の状況

#### ① 出生件数、婚姻件数の推移

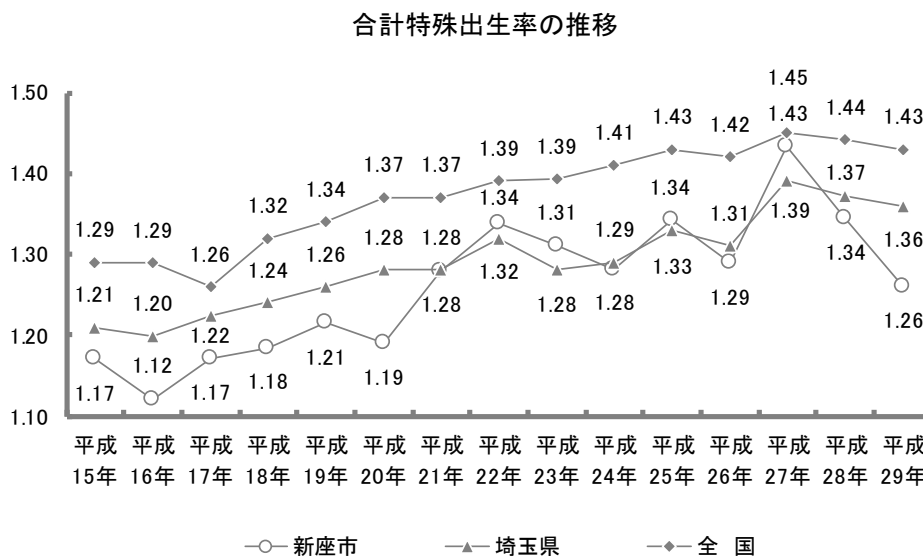
出生件数、婚姻件数ともに減少傾向にあります。



資料：埼玉県合計特殊出生率の年次推移（保健所・市区町村別）

#### ② 合計特殊出生率の推移

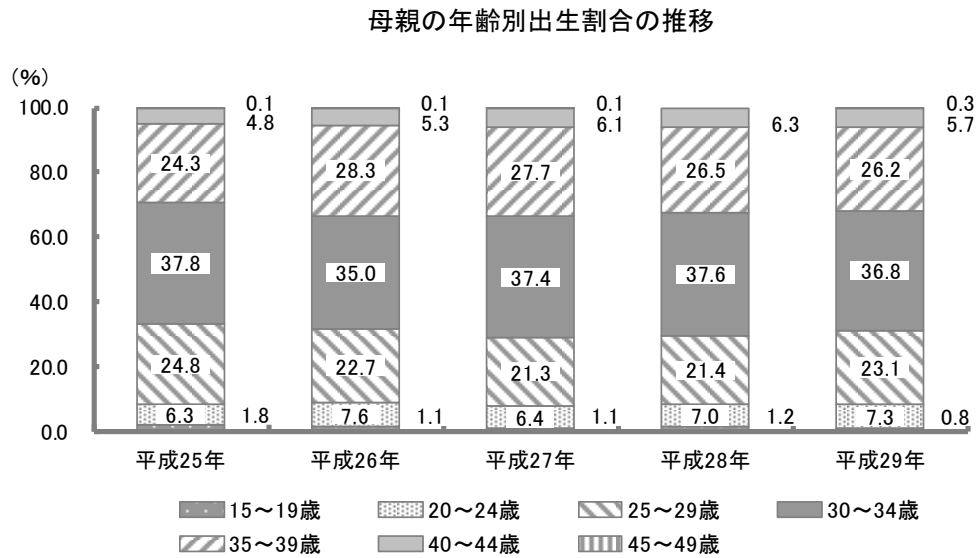
合計特殊出生率は、一人の女性が一生の間に産む子どもの平均数を示した指標です。本市の合計特殊出生率は平成27年をピークに低下しています。また、全国、埼玉県より低い値で推移しています。



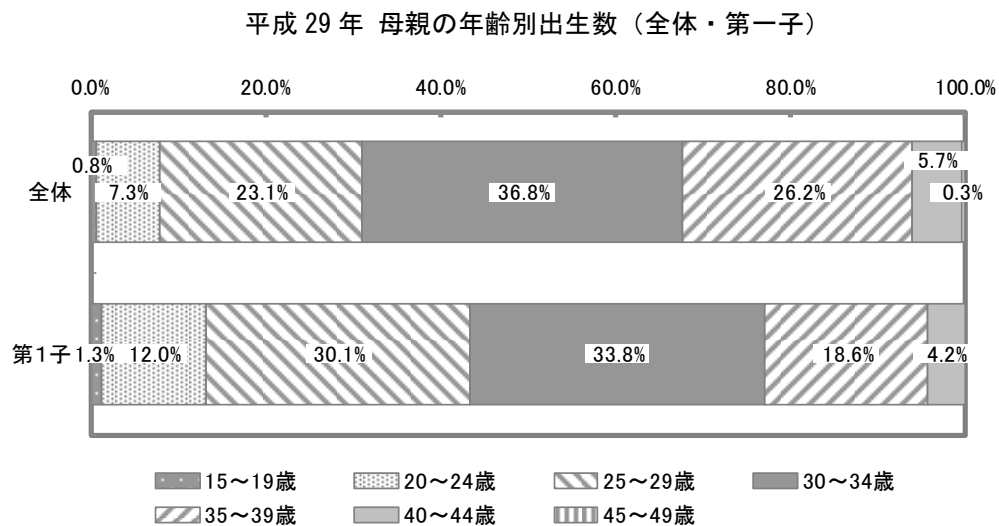
資料：埼玉県合計特殊出生率の年次推移（保健所・市区町村別）

### ③ 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

34歳以下で出産した人の割合が減少している一方、35歳以上で出産した人の割合が増加しています。



資料：各都道府県人口動態統計

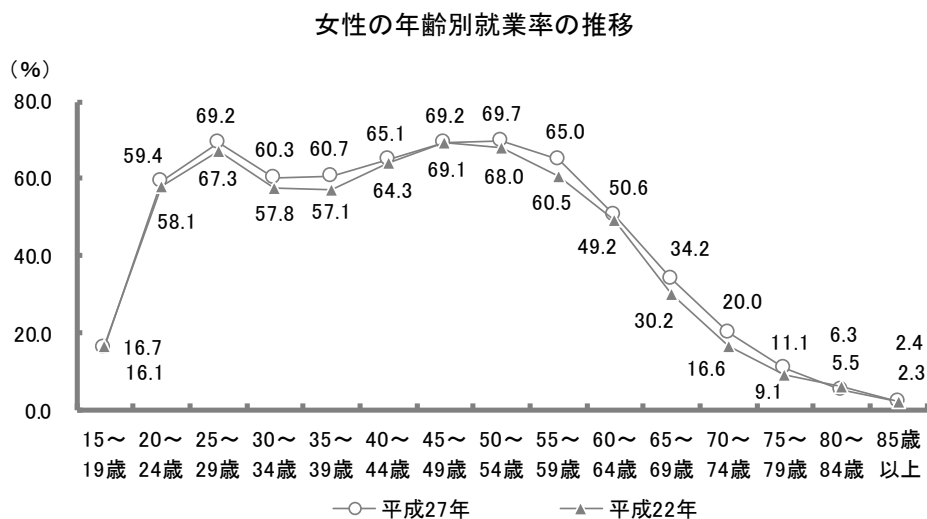


資料：各都道府県人口動態統計

## (4) 就業の状況

### ① 女性の年齢別就業率の推移

女性の就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加しています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率が上昇したため、近年ではM字カーブは若干緩やかになっています。

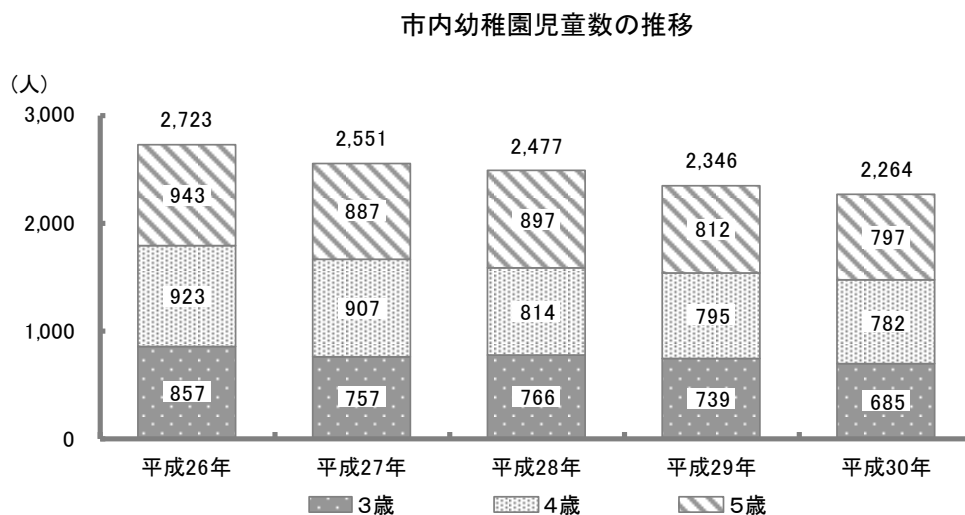


資料：国勢調査

## (5) 教育・保育事業利用の状況

### ① 市内幼稚園児童数

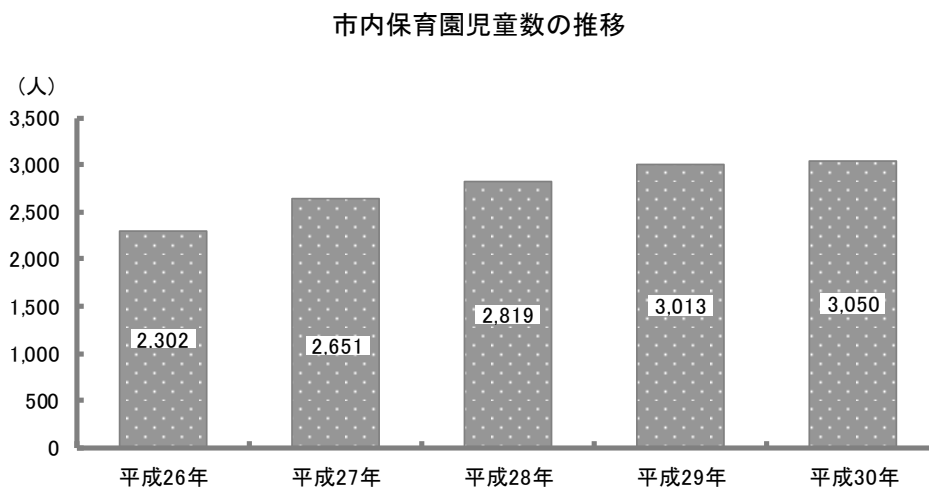
幼稚園在園児数は年々減少しています。



資料：埼玉県「学校基本調査」(各年5月1日時点)

### ② 市内保育園児童数

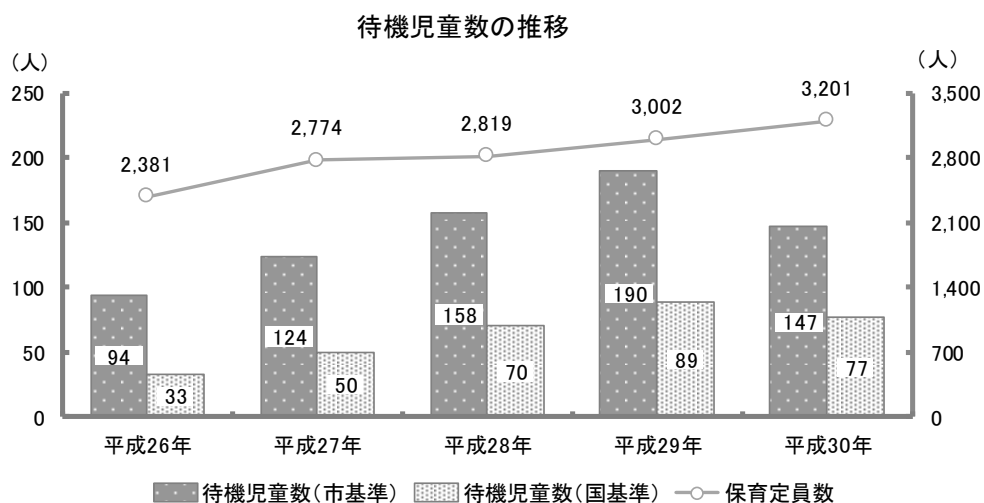
保育園在園児数は年々増加しています。



資料：庁内資料

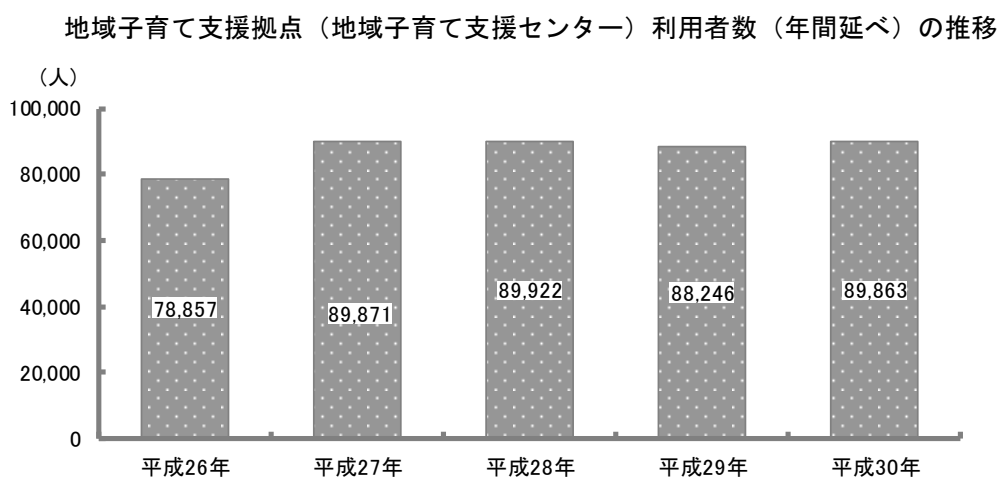
### ③ 待機児童数の推移

待機児童数は、平成 29 年までは年々増加傾向にありましたが、平成 30 年に減少に転じました。



### ④ 地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター）利用者数

地域子育て支援拠点事業の利用者数は、ほぼ横ばいとなっています。

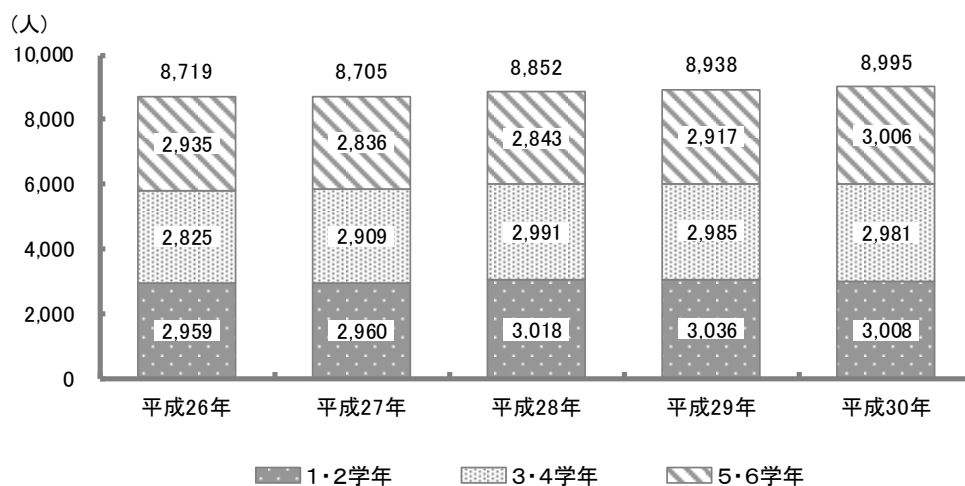




## ⑤ 小学校児童数

小学校児童数は近年増加傾向となっています。

小学校児童数の推移

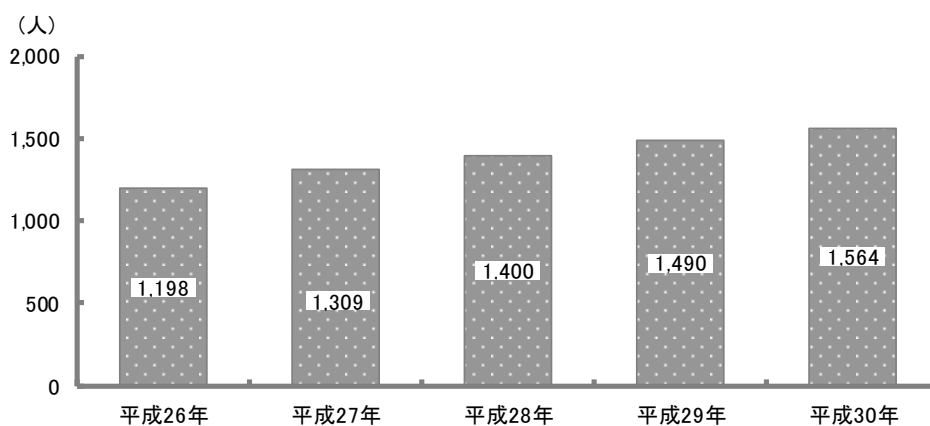


資料：埼玉県「学校基本調査」（各年5月1日時点）

## ⑥ 放課後児童保育室利用者数

放課後児童保育室利用者数は年々増加しています。

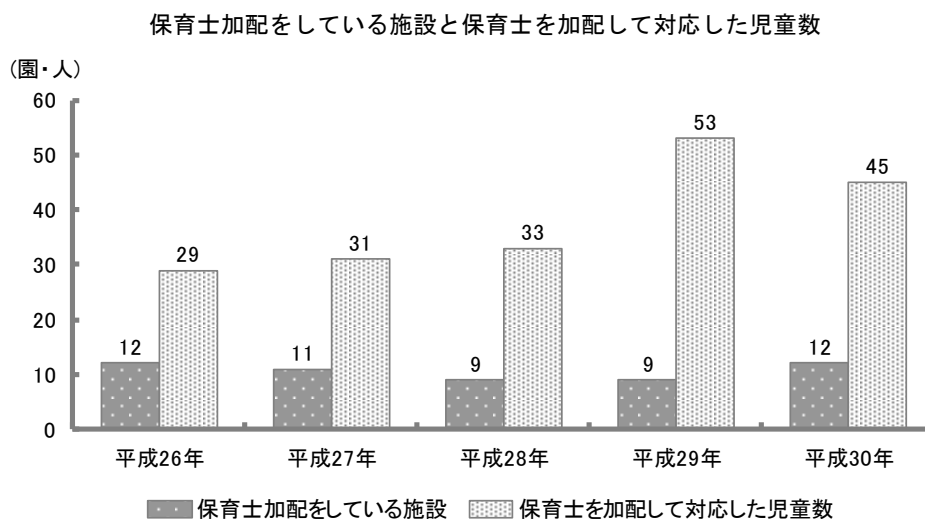
放課後児童保育室利用者数の推移



資料：庁内資料

## ⑦ 保育士加配をしている施設と保育士を加配して対応した児童数

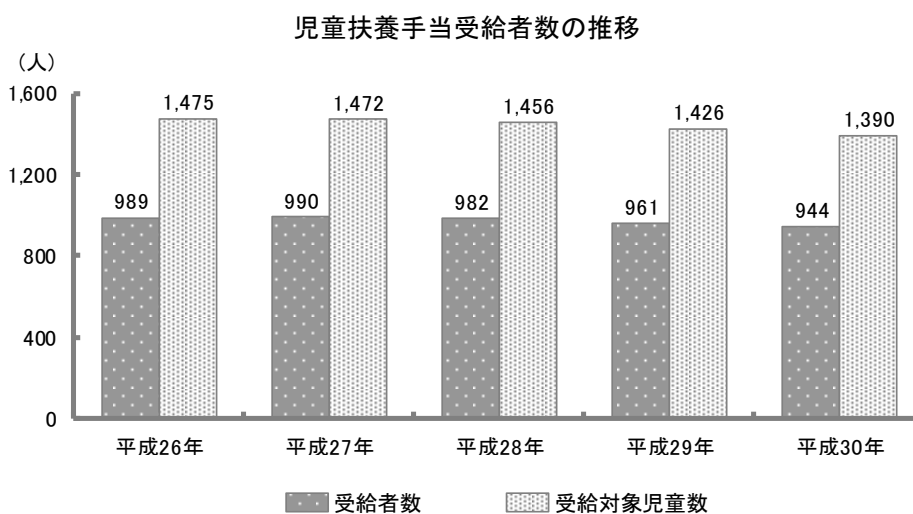
保育に当たって一定の配慮が必要な子どもの保育施設利用状況は、平成 29 年から増加傾向にあります。



## (6) その他の状況

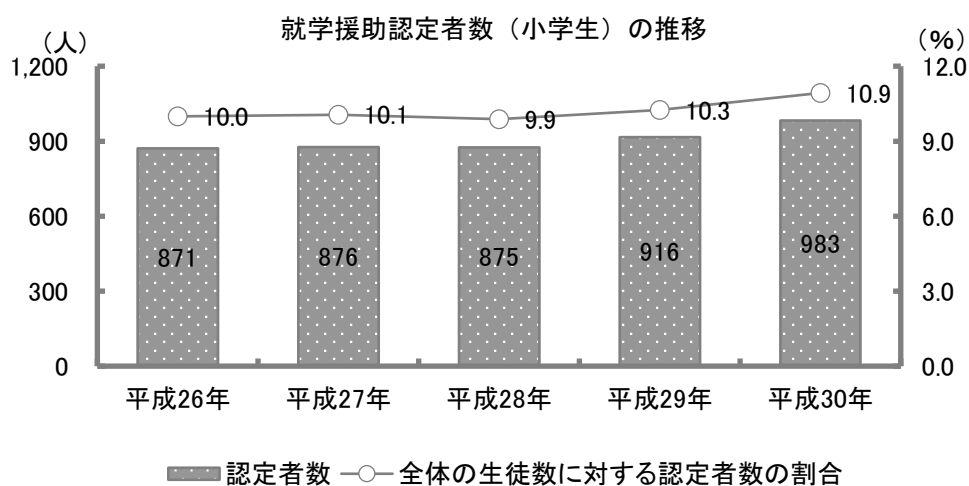
### ① 児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当とは、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親）に対して支給するものです。児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は年々減少しており、平成 30 年で受給者数が 944 人、受給対象児童数が 1,390 人となっています。

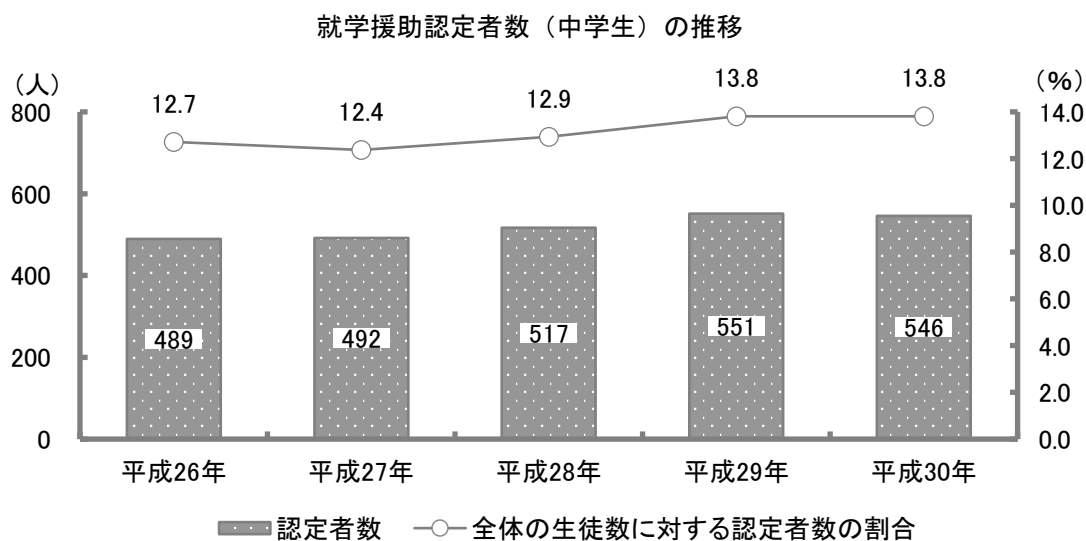


## ② 就学援助認定者数の推移

就学援助制度とは、経済的理由により教育の機会が失われないように、学校で掛かる経費（学用品費、修学旅行費、林間学校費、学校給食費等）を援助する制度です。就学援助認定者数の割合は小・中学生とも増加傾向にあります。



資料：庁内資料



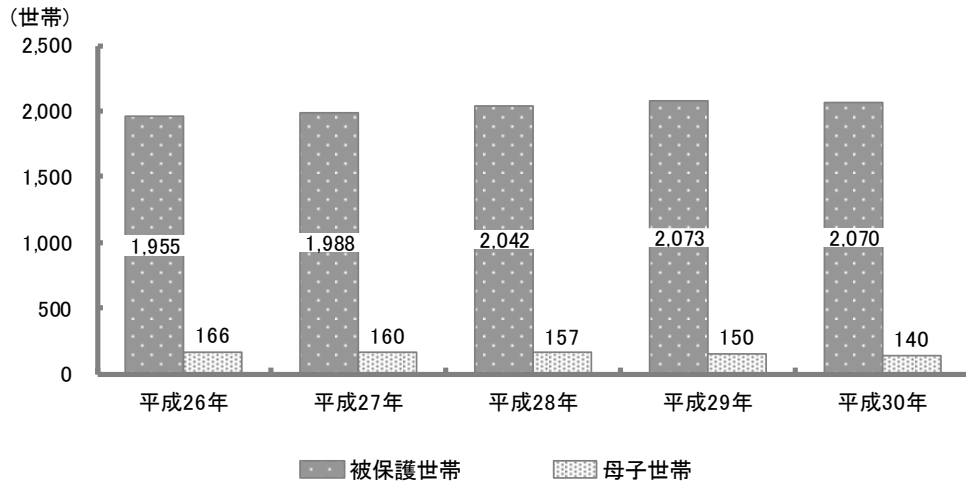
資料：庁内資料

### ③ 生活保護受給世帯の総数と母子世帯の受給世帯の推移

生活保護受給世帯の総数は増加傾向にあります。

母子世帯の受給世帯数は年々減少しています。

生活保護受給世帯の総数とそのうちの母子世帯数の推移



資料：庁内資料

## 2 アンケート調査からみる子どもの状況

### (1) 調査の概要

#### ① 調査対象

---

- 就学前の子どもとその保護者 3,000 件を無作為抽出
- 小学校就学後の子どもとその保護者 1,000 件を無作為抽出

#### ② 調査期間

---

平成 30 年 12 月 7 日から平成 30 年 12 月 24 日まで

#### ③ 調査方法

---

郵送による配布・回収

#### ④ 回収結果

---

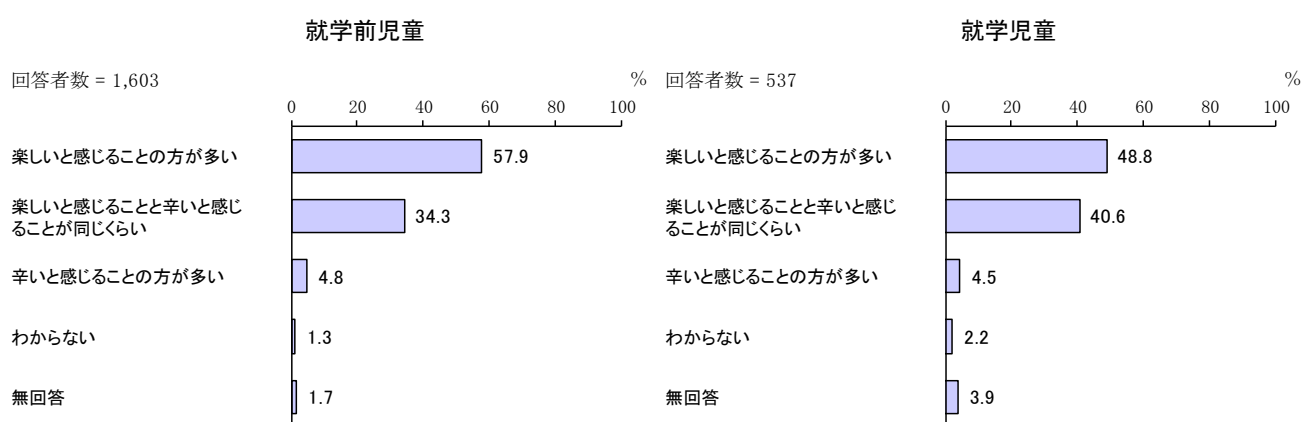
- 就学前の子どもとその保護者 1,603 件 (53.4%)
- 小学校就学後の子どもとその保護者件 537 件 (53.7%)

## (2) 調査結果

### ① 子育ての楽しさ・辛さの度合い

就学前児童の保護者では、「楽しいと感じることの方が多い」の割合が57.9%と最も高く、次いで「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」の割合が34.3%となっています。

就学児童の保護者では、「楽しいと感じることの方が多い」の割合が48.8%と最も高く、次いで「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」の割合が40.6%となっています。



## ② 満足度・不満度の高い子育て支援の取組

満足度の高い取組については、就学前児童の保護者、就学児童の保護者ともに「広報紙や情報誌等による子育て情報の発信」の割合が高くなっており、平成25年度調査と比較すると、満足度が高くなっています。

不満度の高い取組については、就学前児童の保護者、就学児童の保護者ともに「公園の整備」、「子どもの安全に配慮した住環境」が高くなっています。

### 【平成30年度調査】

#### ◇満足度の高い取組（上位5項目）

| 就学前児童（回答者数=1,603） |                     |       |
|-------------------|---------------------|-------|
| 1                 | 広報紙や情報誌等による子育て情報の発信 | 56.5% |
| 2                 | 地域の子育て支援への協力        | 51.6% |
| 3                 | 母と子の健康を育む環境         | 45.5% |
| 4                 | 児童センターの充実           | 41.2% |
| 5                 | 保育園の保育内容の充実         | 38.4% |

| 就学児童（回答者数=537） |                     |       |
|----------------|---------------------|-------|
| 1              | 広報紙や情報誌等による子育て情報の発信 | 58.5% |
| 2              | 地域の子育て支援への協力        | 49.7% |
| 3              | 地域住民と交流する機会         | 46.2% |
| 4              | 母と子の健康を育む環境         | 45.5% |
| 5              | 児童センターの充実           | 36.7% |

#### ◇不満度の高い取組（上位5項目）

| 就学前児童（回答者数=1,603） |                |       |
|-------------------|----------------|-------|
| 1                 | 公園の整備          | 54.5% |
| 2                 | 子どもの安全に配慮した住環境 | 41.2% |
| 3                 | 仕事の子育ての両立環境づくり | 39.8% |
| 4                 | 保育園の整備         | 32.6% |
| 5                 | 児童センターの充実      | 32.3% |

| 就学児童（回答者数=537） |                |       |
|----------------|----------------|-------|
| 1              | 公園の整備          | 58.3% |
| 2              | 子どもの安全に配慮した住環境 | 39.9% |
| 3              | 児童センターの充実      | 37.8% |
| 4              | 仕事の子育ての両立環境づくり | 37.2% |
| 5              | 就学前教育の充実       | 26.4% |

【平成25年度調査】

◇満足度の高い取組（上位5項目）

| 就学前児童（n=1,799） |              |       |
|----------------|--------------|-------|
| 1              | 地域の子育て支援への協力 | 46.9% |
| 2              | 母と子の健康を育む環境  | 43.6% |
| 3              | 子育て支援情報の提供   | 42.9% |
| 4              | 児童センターの充実    | 36.8% |
| 5              | 地域住民と交流する機会  | 34.2% |

| 就学児童（n=574） |              |       |
|-------------|--------------|-------|
| 1           | 地域の子育て支援への協力 | 47.6% |
| 2           | 母と子の健康を育む環境  | 45.7% |
| 3           | 地域住民と交流する機会  | 43.4% |
| 4           | 子育て支援情報の提供   | 38.5% |
| 5           | 地域の子ども会の活動   | 36.7% |

◇不満度の高い取組（上位5項目）

| 就学前児童（n=1,799） |                |       |
|----------------|----------------|-------|
| 1              | 公園の整備          | 60.8% |
| 2              | 子どもの安全に配慮した住環境 | 47.5% |
| 3              | 仕事と子育ての両立環境づくり | 44.4% |
| 4              | 保育園の整備         | 41.2% |
| 5              | 児童センターの充実      | 39.7% |

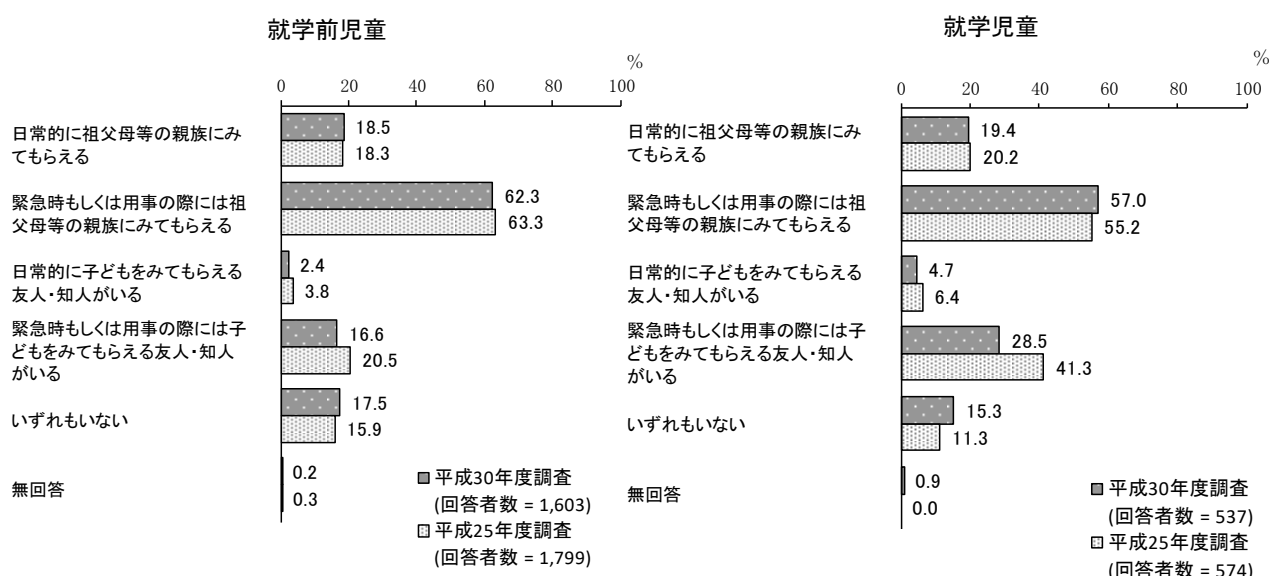
| 就学児童（n=574） |                |       |
|-------------|----------------|-------|
| 1           | 公園の整備          | 60.5% |
| 2           | 子どもの安全に配慮した住環境 | 50.9% |
| 3           | 仕事と子育ての両立環境づくり | 43.5% |
| 4           | 児童センターの充実      | 42.0% |
| 5           | 子育て支援環境全体      | 34.7% |



### ③ 日頃子どもをみてもらえる親族・知人の有無

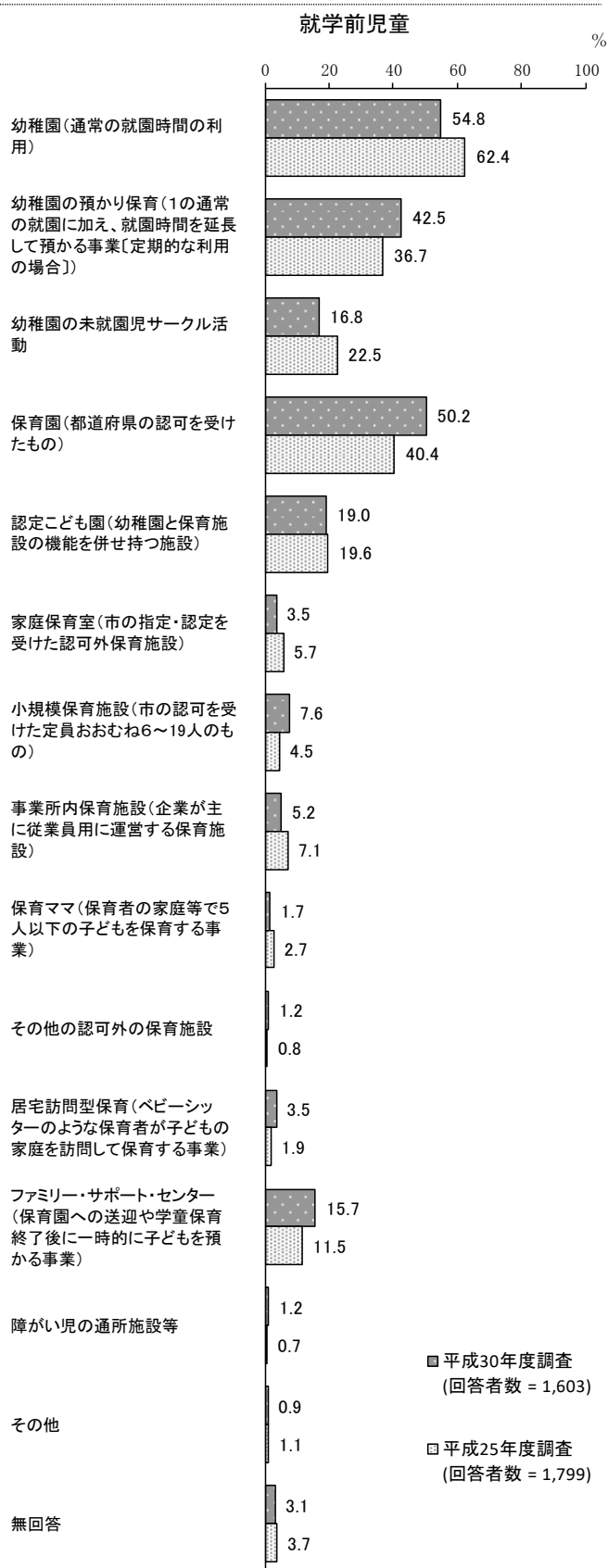
就学前児童の保護者では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が62.3%と最も高くなっています。平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

就学児童の保護者についても、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が57.0%と最も高くなっています。平成25年度調査と比較すると、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が減少しています。



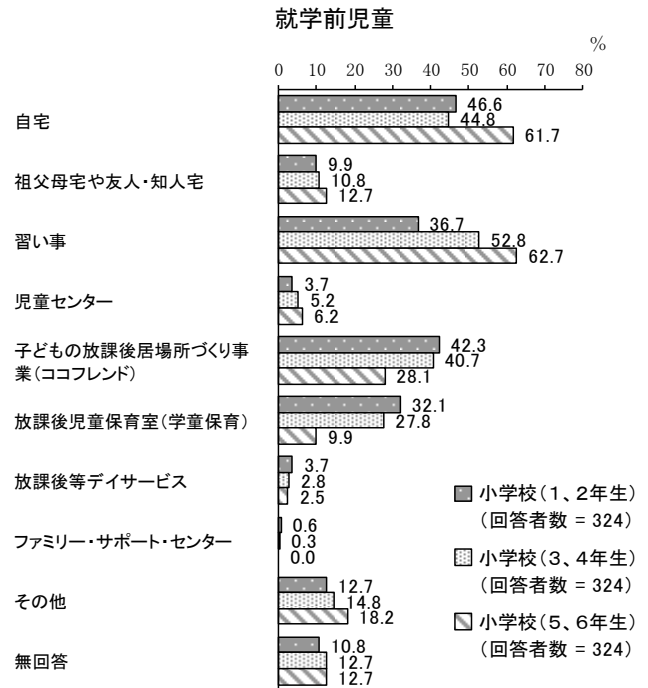
#### ④ 教育・保育事業の利用意向

「幼稚園」が54.8%と最も高く、次いで「保育園」が50.2%となっています。平成25年度調査と比較すると、「保育園（都道府県の認可を受けたもの）」、「幼稚園の預かり保育（1の通常の就園に加え、就園時間を延長して預かる事業〔定期的な利用の場合））」の割合が増加しています。一方、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」、「幼稚園の未就園児サークル活動」の割合が減少しています。




⑤ 小学校就学後の放課後の過ごし方

学年があがるにつれ「子どもの放課後居場所づくり事業（ココフレンド）」「放課後児童保育室（学童保育）」は低くなり、「習い事」は高くなる傾向にあります。



## ⑥ 区域別にみる傾向

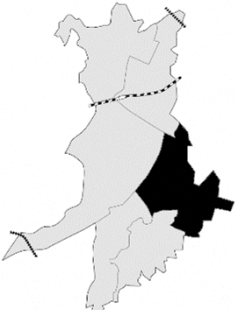
### ⑥-1 東部第一地区（池田、道場、片山、野寺）

|   |                              |     |   |
|---|------------------------------|-----|---|
|  | <b>児童数</b><br>(H31. 4. 1 時点) |     | 0～5歳：1,140人<br>6～11歳：1,324人                 |
|   | <b>教育・保育事業<br/>利用場所*</b>     |     | 市内：92.8%<br>県内他市：0.0%<br>東京都：5.1%           |
|   | <b>保育園利用時間*</b>              |     | 8～9時間：57.7%<br>10～11時間：32.4%<br>12時間以上：0.0% |
|   | <b>幼稚園</b>                   | 3か所 | <b>利用したい<br/>教育・保育事業*</b>                   |
| <b>保育園</b>  | 3か所                          |     |   |
| <b>小規模保育施設</b>  | 1か所                          |     |   |
| <b>地域子育て支援センター</b>  | 1か所                          |     |   |

\*数値はアンケート調査結果から抜粋のため、合計しても100%にはならない

地区の南側は東京都練馬区、西東京市に接していますが、ほとんどの方は市内の教育・保育事業を利用している現状がうかがえます。

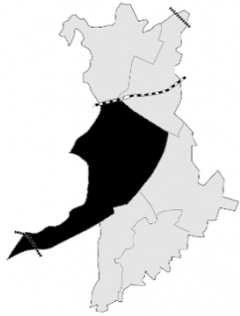
### ⑥-2 東部第二地区（畑中、馬場、栄、新塚）

|   |                              |     |   |
|---|------------------------------|-----|---|
|  | <b>児童数</b><br>(H31. 4. 1 時点) |     | 0～5歳：1,354人<br>6～11歳：1,509人                 |
|   | <b>教育・保育事業<br/>利用場所*</b>     |     | 市内：86.7%<br>県内他市：7.9%<br>東京都：2.4%           |
|   | <b>保育園利用時間*</b>              |     | 8～9時間：50.0%<br>10～11時間：40.4%<br>12時間以上：0.0% |
|   | <b>幼稚園</b>                   | 0か所 | <b>利用したい<br/>教育・保育事業*</b>                   |
| <b>保育園</b>  | 5か所                          |     |   |
| <b>小規模保育施設</b>  | 4か所                          |     |   |
| <b>地域子育て支援センター</b>  | 1か所                          |     |   |

\*数値はアンケート調査結果から抜粋のため、合計しても100%にはならない

地区の東側は東京都練馬区、埼玉県朝霞市に接しており、一部県内他市や東京都の教育・保育事業を利用している現状がうかがえます。

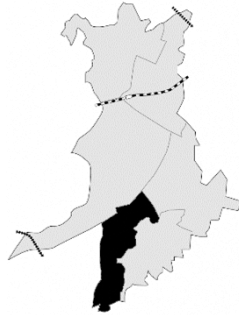
⑥-3 西部地区（新堀、西堀、本多、あたご、菅沢、野火止1～4丁目）

|   |     |                    |  |
|---|-----|--------------------|--|
|  |     | 児童数<br>(H31.4.1時点) | 0～5歳：1,539人<br>6～11歳：1,691人                                  |
|   |     | 教育・保育事業<br>利用場所*   | 市 内：79.7%<br>県内他市：0.0%<br>東 京 都：15.8%                        |
|   |     | 保育園利用時間*           | 8～9時間：52.8%<br>10～11時間：38.2%<br>12時間以上：1.1%                  |
| 幼稚園   | 2か所 | 利用したい<br>教育・保育事業*  | 幼 稚 園：52.9%<br>幼稚園預かり保育：41.2%<br>保 育 園：52.5%<br>認定こども園：21.4% |
| 保育園   | 9か所 |                    |  |
| 小規模保育施設   | 2か所 |                    |  |
| 地域子育て支援センター   | 2か所 |                    |  |

\*数値はアンケート調査結果から抜粋のため、合計しても100%にはならない

地区の西側は東京都清瀬市、南側は東京都東久留米市に接しており、教育・保育事業利用者のおよそ6人に1人が東京都の教育・保育事業を利用しています。


⑥-4 南部地区（石神、栗原、堀ノ内）

|   |     |                    |  |
|---|-----|--------------------|--|
|  |     | 児童数<br>(H31.4.1時点) | 0～5歳：1,242人<br>6～11歳：1,309人                                  |
|   |     | 教育・保育事業<br>利用場所*   | 市 内：77.2%<br>県内他市：0.0%<br>東 京 都：20.4%                        |
|   |     | 保育園利用時間*           | 8～9時間：46.1%<br>10～11時間：40.8%<br>12時間以上：1.3%                  |
| 幼稚園   | 0か所 | 利用したい<br>教育・保育事業*  | 幼 稚 園：52.0%<br>幼稚園預かり保育：45.4%<br>保 育 園：50.9%<br>認定こども園：12.5% |
| 保育園   | 7か所 |                    |  |
| 小規模保育施設   | 8か所 |                    |  |
| 地域子育て支援センター   | 1か所 |                    |  |

\*数値はアンケート調査結果から抜粋のため、合計しても100%にはならない

地区の西側は東京都東久留米市、南側は東京都西東京市に接しており、教育・保育事業利用者のおよそ5人に1人が東京都の教育・保育事業を利用しています。

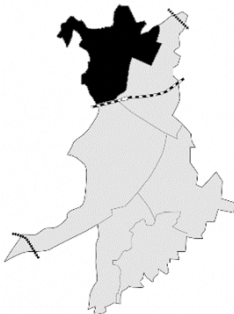
⑥-5 北部第一地区（東北、東、野火止5～8丁目）

|   |      |                    |  |
|---|------|--------------------|--|
|  |      | 児童数<br>(H31.4.1時点) | 0～5歳：1,852人<br>6～11歳：2,093人                              |
|   |      | 教育・保育事業<br>利用場所*   | 市内：88.5%<br>県内他市：8.9%<br>東京都：0.0%                        |
|   |      | 保育園利用時間*           | 8～9時間：43.8%<br>10～11時間：46.3%<br>12時間以上：0.0%              |
| 幼稚園   | 2か所  | 利用したい<br>教育・保育事業*  | 幼稚園：58.7%<br>幼稚園預かり保育：48.1%<br>保育園：49.2%<br>認定こども園：23.1% |
| 保育園   | 7か所  |                    |  |
| 小規模保育施設   | 10か所 |                    |  |
| 地域子育て支援センター   | 2か所  |                    |  |

\*数値はアンケート調査結果から抜粋のため、合計しても100%にはならない

地区の東側は朝霞市、北側は志木市と接しています。一部県内他市の教育・保育事業を利用していますが、大半は市内の教育・保育事業を利用している現状がうかがえます。

⑥-6 北部第二地区（中野、大和田、新座、北野）

|   |     |                    |  |
|---|-----|--------------------|--|
|  |     | 児童数<br>(H31.4.1時点) | 0～5歳：1,032人<br>6～11歳：1,200人                              |
|   |     | 教育・保育事業<br>利用場所*   | 市内：83.4%<br>県内他市：8.6%<br>東京都：1.7%                        |
|   |     | 保育園利用時間*           | 8～9時間：47.1%<br>10～11時間：35.3%<br>12時間以上：0.0%              |
| 幼稚園   | 3か所 | 利用したい<br>教育・保育事業*  | 幼稚園：53.2%<br>幼稚園預かり保育：45.1%<br>保育園：49.5%<br>認定こども園：25.9% |
| 保育園   | 5か所 |                    |  |
| 小規模保育施設   | 0か所 |                    |  |
| 地域子育て支援センター   | 2か所 |                    |  |

\*数値はアンケート調査結果から抜粋のため、合計しても100%にはならない

地区の北側は志木市と三芳町に、西側は所沢市と東京都清瀬市に接しており、一部県内他市や東京都の教育・保育事業を利用している現状がうかがえます。

他の地区に比べて認定こども園の利用意向が高くなっています。

### 3 第1次計画の評価

第1次計画で定めた教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策に対する実績は以下のとおりです。

#### (1) 保育にかかる施設型給付

##### 【 第1次計画上の量の見込みと確保策 】

単位：人

|            | 平成27年度 |       |     | 平成28年度 |       |     | 平成29年度 |       |     | 平成30年度 |       |     | 令和1年度 |       |     |
|------------|--------|-------|-----|--------|-------|-----|--------|-------|-----|--------|-------|-----|-------|-------|-----|
|            | 2号     |       | 3号  | 2号     |       | 3号  | 2号     |       | 3号  | 2号     |       | 3号  | 2号    |       | 3号  |
|            | 3-5歳   | 1-2歳  | 0歳  | 3-5歳   | 1-2歳  | 0歳  | 3-5歳   | 1-2歳  | 0歳  | 3-5歳   | 1-2歳  | 0歳  | 3-5歳  | 1-2歳  | 0歳  |
| ①量の見込み     | 1,394  | 1,070 | 406 | 1,389  | 1,018 | 394 | 1,346  | 992   | 390 | 1,725  | 1,203 | 223 | 1,751 | 1,285 | 240 |
| ②提供体制      | 1,585  | 1,150 | 302 | 1,585  | 1,111 | 341 | 1,585  | 1,091 | 361 | 1,750  | 1,260 | 281 | 1,824 | 1,336 | 287 |
| ②-①<br>過不足 | 191    | 10    | 119 | 196    | 3     | 62  | 239    | 9     | 26  | 25     | 6     | 49  | 73    | 0     | 38  |

##### 【 実績 】

単位：人

|            | 平成27年度 |       |     | 平成28年度 |       |     | 平成29年度 |       |     | 平成30年度 |       |     | 令和1年度 |       |     |
|------------|--------|-------|-----|--------|-------|-----|--------|-------|-----|--------|-------|-----|-------|-------|-----|
|            | 2号     |       | 3号  | 2号     |       | 3号  | 2号     |       | 3号  | 2号     |       | 3号  | 2号    |       | 3号  |
|            | 3-5歳   | 1-2歳  | 0歳  | 3-5歳   | 1-2歳  | 0歳  | 3-5歳   | 1-2歳  | 0歳  | 3-5歳   | 1-2歳  | 0歳  | 3-5歳  | 1-2歳  | 0歳  |
| ①申請者数      | 1,518  | 1,029 | 177 | 1,587  | 1,111 | 216 | 1,673  | 1,218 | 237 | 1,696  | 1,246 | 202 | 1,748 | 1,226 | 251 |
| ②提供体制      | 1,585  | 956   | 233 | 1,587  | 989   | 243 | 1,663  | 1,083 | 256 | 1,745  | 1,171 | 285 | 1,736 | 1,190 | 290 |
| ②-①<br>過不足 | 67     | ▲73   | 56  | 0      | ▲122  | 27  | ▲10    | ▲135  | 19  | 49     | ▲75   | 83  | ▲12   | ▲36   | 39  |

## (2) 学校教育にかかる施設型給付

### 【 第1次計画上の量の見込みと確保策 】

単位：人

|              | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 量の見込み(A)     | 3,584  | 3,575  | 3,485  | 2,961  | 2,764 |
| 提供体制(B)      | 3,782  | 3,776  | 3,752  | 3,721  | 3,690 |
| 過不足(B) - (A) | 198    | 201    | 267    | 760    | 926   |

### 【 実績 】

単位：人

|              | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 在園者数(A)      | 2,551  | 2,477  | 2,346  | 2,264  | 2,156 |
| 提供体制(B)      | 3,460  | 3,460  | 3,460  | 3,420  | 3,420 |
| 過不足(B) - (A) | 909    | 983    | 1,114  | 1,156  | 1,264 |



### (3) 利用者支援事業

#### 【 第1次計画上の量の見込みと確保策 】

単位：か所

|       | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 量の見込み | 1      | 2      | 3      | 4      | 5     |
| 提供体制  | 1      | 2      | 3      | 4      | 5     |

#### 【 実績 】

単位：か所

|         | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 実施数     | 1      | 1      | 1      | 2      | 3     |
| 基本型・特定型 | 1      | 1      | 1      | 2      | 2     |
| 母子保健型   | 0      | 0      | 0      | 1      | 1     |

### (4) 時間外保育事業

#### 【 第1次計画上の量の見込みと確保策 】

単位：人/年

|             | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 量の見込み(A)    | 969    | 951    | 926    | 901    | 872   |
| 確保策(B)      | 969    | 951    | 926    | 901    | 872   |
| 差引(B) - (A) | 0      | 0      | 0      | 0      | 0     |

#### 【 実績 】

単位：人/年

|             | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 利用人数        | 1,210  | 1,800  | 1,849  | 2,514  |       |
| 提供体制        | 1,210  | 1,800  | 1,849  | 2,514  |       |
| 差引(B) - (A) | 0      | 0      | 0      | 0      |       |

## (5) 放課後児童健全育成事業

### 【 第1次計画上の量の見込みと確保策 】

単位：人

|     |           | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 |
|-----|-----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 市全域 | 量の見込み(A)  | 1,437  | 1,463  | 1,485  | 1,606  | 1,592 |
|     | 確保策(B)    | 1,274  | 1,297  | 1,317  | 1,290  | 1,593 |
|     | 差引(B)-(A) | ▲163   | ▲166   | ▲168   | ▲316   | 1     |

### 【 実績 】

単位：人

|     |           | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 |
|-----|-----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 市全域 | 入室者数(A)   | 1,309  | 1,400  | 1,490  | 1,564  | 1,581 |
|     | 提供体制(B)   | 1,309  | 1,400  | 1,490  | 1,564  | 1,581 |
|     | 差引(B)-(A) | 0      | 0      | 0      | 0      | 0     |

## (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト事業）

### ショートステイ事業

### 【 第1次計画上の量の見込みと確保策 】

単位：人/年

|           |  | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 |
|-----------|--|--------|--------|--------|--------|-------|
| 量の見込み(A)  |  | 21     | 21     | 21     | 21     | 21    |
| 確保策(B)    |  | 0      | 0      | 0      | 0      | 0     |
| 差引(B)-(A) |  | ▲21    | ▲21    | ▲21    | ▲21    | ▲21   |

### 【 実績 】

単位：人/年

|           |            | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 |
|-----------|------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 件数(A)     |            | 9      | 27     | 41     | 38     |       |
| 提供体制(B)   | 児童相談所による対応 | 9      | 27     | 41     | 38     |       |
|           | 市内施設における対応 | 0      | 0      | 0      | 0      |       |
| 差引(B)-(A) |            | 0      | 0      | 0      | 0      |       |

## トワイライトステイ事業

### 【 第1次計画上の量の見込みと確保策 】

単位：人/年

|                                 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 |
|---------------------------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 量の見込み（A）                        | 10     | 10     | 10     | 10     | 10    |
| 確保策（B）<br>※ファミリー・サポート・センターによる対応 | 10     | 10     | 10     | 10     | 10    |
| 差引（B）－（A）                       | 0      | 0      | 0      | 0      | 0     |

### 【 実績 】

単位：人/年

|                                  | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 |
|----------------------------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 件数（A）                            | 309    | 396    | 193    | 297    |       |
| 提供体制（B）<br>※ファミリー・サポート・センターによる対応 | 309    | 396    | 193    | 297    |       |
| 差引（B）－（A）                        | 0      | 0      | 0      | 0      |       |

## （7）乳児家庭全戸訪問事業

### 【 第1次計画上の量の見込みと確保策 】

単位：人

|           | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 量の見込み（A）  | 1,262  | 1,231  | 1,211  | 1,184  | 1,163 |
| 確保策（B）    | 1,262  | 1,231  | 1,211  | 1,184  | 1,163 |
| 差引（B）－（A） | 0      | 0      | 0      | 0      | 0     |

### 【 実績 】

単位：人

|           | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 量の見込み（A）  | 1,275  | 1,225  | 1,163  | 1,165  |       |
| 確保策（B）    | 1,275  | 1,225  | 1,163  | 1,165  |       |
| 差引（B）－（A） | 0      | 0      | 0      | 0      |       |

## (8) 養育支援訪問事業

### 【 第1次計画上の量の見込みと確保策 】

単位：人

|             | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 量の見込み(A)    | 3      | 3      | 3      | 3      | 3     |
| 提供体制(B)     | 3      | 3      | 3      | 3      | 3     |
| 差引(B) - (A) | 0      | 0      | 0      | 0      | 0     |

### 【 実績 】

単位：人

|             | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 対象件数(A)     | 3      | 0      | 2      | 1      |       |
| 提供体制(B)     | 3      | 0      | 2      | 1      |       |
| 差引(B) - (A) | 0      | 0      | 0      | 0      |       |

## (9) 地域子育て支援拠点事業

### 【 第1次計画上の量の見込みと確保策 】

単位：人/月

|             | 平成27年度          | 平成28年度          | 平成29年度          | 平成30年度          | 令和1年度           |
|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 量の見込み(A)    | 6,225           | 5,967           | 5,829           | 5,697           | 5,588           |
| 確保策(B)      | 4,433<br>(13か所) | 4,774<br>(14か所) | 5,115<br>(15か所) | 5,456<br>(16か所) | 5,797<br>(17か所) |
| 差引(B) - (A) | ▲1,792          | ▲1,193          | ▲714            | ▲241            | 209             |

### 【 実績 】

単位：人/月

|             | 平成27年度          | 平成28年度          | 平成29年度          | 平成30年度          | 令和1年度 |
|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------|
| 利用人数(A)     | 7,489           | 7,493           | 7,353           | 7,488           |       |
| 提供体制(B)     | 7,489<br>(13か所) | 7,493<br>(13か所) | 7,353<br>(13か所) | 7,488<br>(13か所) | (9か所) |
| 差引(B) - (A) | 0               | 0               | 0               | 0               |       |

(10) 一時預かり事業

【 第1次計画上の量の見込みと確保策 】

単位：人/年

|           | 平成27年度  | 平成28年度  | 平成29年度  | 平成30年度  | 令和1年度   |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み（A）  | 160,438 | 158,793 | 154,417 | 149,538 | 144,243 |
| 幼稚園（1・2号） | 108,102 | 108,046 | 104,879 | 101,261 | 97,238  |
| その他       | 52,336  | 50,747  | 49,538  | 48,277  | 47,005  |
| 確保策（B）    | 162,430 | 162,430 | 162,430 | 162,430 | 162,430 |
| 幼稚園（1・2号） | 109,200 | 109,200 | 109,200 | 109,200 | 109,200 |
| その他       | 53,230  | 53,230  | 53,230  | 53,230  | 53,230  |
| 差引（B）－（A） | 1,992   | 3,637   | 8,013   | 12,892  | 18,187  |

【 実績 】

単位：人/年

|           | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 利用人数（A）   | 15,326 | 15,059 | 16,055 | 13,914 |       |
| 幼稚園（1・2号） | 1,628  | 1,699  | 2,338  | 2,561  |       |
| その他       | 12,889 | 13,360 | 13,717 | 11,353 |       |
| 提供体制（B）   | 56,166 | 54,030 | 53,142 | 41,046 |       |
| 幼稚園（1・2号） | 7,350  | 7,350  | 7,350  | 7,350  |       |
| その他       | 48,816 | 46,680 | 45,792 | 33,696 |       |
| 差引（B）－（A） | 40,840 | 38,725 | 36,853 | 27,133 |       |

(11) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【 第1次計画上の量の見込みと確保策 】

単位：人/年

|           | 平成27年度       | 平成28年度       | 平成29年度       | 平成30年度       | 令和1年度        |
|-----------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 量の見込み（A）  | 384          | 374          | 365          | 354          | 343          |
| 確保策（B）    | 384<br>（1か所） | 374<br>（1か所） | 365<br>（2か所） | 354<br>（2か所） | 343<br>（2か所） |
| 差引（B）－（A） | 0            | 0            | 0            | 0            | 0            |

【 実績 】

単位：人/年

|           | 平成27年度      | 平成28年度      | 平成29年度      | 平成30年度      | 令和1年度 |
|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------|
| 利用者数（A）   | 68          | 79          | 77          | 39          |       |
| 提供体制（B）   | 68<br>（1か所） | 79<br>（1か所） | 77<br>（1か所） | 39<br>（1か所） |       |
| 差引（B）－（A） | 0           | 0           | 0           | 0           |       |

(12) ファミリー・サポート・センター事業

【 第1次計画上の量の見込みと確保策 】

単位：回

|           | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 量の見込み（A）  | 6,114  | 6,087  | 6,059  | 6,015  | 5,945 |
| 確保策（B）    | 6,114  | 6,087  | 6,059  | 6,015  | 5,945 |
| 差引（B）－（A） | 0      | 0      | 0      | 0      | 0     |

【 実績 】

単位：回

|           | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 支援回数（A）   | 4,459  | 5,654  | 5,628  | 6,804  |       |
| 提供体制（B）   | 4,459  | 5,654  | 5,628  | 6,804  |       |
| 差引（B）－（A） | 0      | 0      | 0      | 0      |       |

### (13) 妊婦健康診査事業

#### 【 第1次計画上の量の見込みと確保策 】

単位：人

|             | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 量の見込み(A)    | 1,262  | 1,231  | 1,211  | 1,184  | 1,163 |
| 確保策(B)      | 1,262  | 1,231  | 1,211  | 1,184  | 1,163 |
| 差引(B) - (A) | 0      | 0      | 0      | 0      | 0     |

#### 【 実績 】

単位：人

|              | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 受診対象者数(A)    | 1,530  | 1,389  | 1,451  | 1,285  |       |
| 受診者数(1回目)(B) | 1,321  | 1,206  | 1,255  | 1,125  |       |
| 差引(B) - (A)  | ▲209   | ▲183   | ▲196   | ▲160   |       |

## 4 第2次計画に向けた考え方

核家族化や共働き家庭の増加などを背景に、女性の就労率は高まってきています。アンケート調査結果からは、教育・保育事業の利用希望について、保育園の利用希望割合が平成25年の調査と比較して高くなっていることや、働きながら子育てをする母親が増加していること、特にフルタイム就労の保護者が増加していることが読み取れます。また、約4割の保護者が子育てに関して孤立感を感じていることが判明しました。

本市では、今後、待機児童ゼロを目指し、幼稚園の預かり保育の推進など、教育・保育のニーズを見極めた事業量の確保を進めるとともに、保育士の不足が問題となっているため、保育士の育成や確保に関する取組を進めます。

さらに、放課後児童保育室の利用希望者の増加が見込まれるため、放課後児童保育室や子どもの放課後居場所づくり（ココフレンド）の運営の在り方の検討も含め、子どもの安全かつ安心な放課後の居場所の確保を進めます。

あわせて、子育てに関して孤立感を感じたり、負担感が深まらないよう、相談や仲間づくりの場である地域子育て支援拠点事業などの地域における支援体制の充実や、安心して子どもを産み、育てることができる環境を実現するために、妊娠届出時に助産師・保健師による妊婦全員との面談を実施するなど、妊娠期から子育て期まで切れ目のない連続的で一貫した支援体制を整えていきます。





## 第3章 施策の展開

# 施策の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 基本施策 ]

子どもが  
親が  
地域が育つ  
子育て応援都市に  
いざ

I すべての子どもが  
健やかに、幸せに  
育つことを応援する  
ために

1 子どもの育ちを応援する事業

2 幼児教育・保育事業

3 児童虐待防止に向けた取組

4 障がい児施策の充実に向けた取組

5 生活困難世帯に対する支援の推進 新

II すべての親が子育てを  
楽しみ、子どもと共に成長  
できることを応援する  
ために

1 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援 新

2 子育てしやすい環境の整備

III 地域で子どもや親の成長を支えるまちづくりを応援するために

1 地域における子育て支援のネットワークづくり

2 青少年を支援する取組

3 安心して外出できる環境の整備

4 子どもを犯罪等の被害から守るための取組の推進

新…第2次計画から新たに位置付けた基本施策

基本施策（1）子どもの育ちを応援する事業

【 施策の方向性 】

子どもたちが健やかに育つことができるように医療・保健面の取組の充実を図るとともに、自ら考え、判断し、表現するための力を付けることができる取組を進めます。

また、多様な子どもたちが等しく健やかに育つことができるように、豊かな感性や知的好奇心を育むための取組、配慮が必要な子どもたちの育ち・学びの支援の取組などを推進します。

さらに、子育て関連講座や食育に関する取組を実施することなどにより、各家庭における子育てを支援します。

【 主な取組 】

新…第2次計画から新たに掲載した事業

| 名称                             | 施策の概要   | 担当課             |
|--------------------------------|---|-----------------|
| 児童の権利に関する啓発                    | 子どもの保護と基本的人権の尊重を促進することを目的とした「子どもの権利条約」の啓発・普及に努める。   | こども支援課          |
| 子育て関連講座の充実                     | 乳幼児期の子どもの成長に関わる正しい知識や親の役割、家庭環境づくりなど育児に関する学習機会の提供に努める。<br>また、小・中学校入学前の子どもを持つ保護者に対し「就学時健康診断」や「入学説明会」等の機会を利用して、家庭教育や思春期に関する学習機会を提供し、家庭の教育力の向上を図るとともに、明日の親となる中学生を対象に子育てに関する講座を実施する。 | こども支援課<br>中央公民館 |
| 児童センター事業の充実                    | 指定管理者制度による事業受託者と連携し、子どもに豊かな生活を提供できるようスポーツ、文化、レクリエーション等の多彩なプログラムを展開する。また、プログラムの策定に当たっては、子どもの参画を推進する。   | こども支援課          |
| 子育て家庭への優待カードの配布（パパ・ママ応援ショップ事業） | 妊娠中又は18歳未満の子どもがいる家庭に対して、協賛店舗で商品割引等が受けられる優待カードを配布するとともに、事業に協力をする協賛店舗の受付を行う。  | こども支援課          |
| こども医療費の助成                      | 必要な医療を安心して受けられるよう、子どもが医療機関にかかった際に窓口で支払う保険診療の自己負担分を助成する。   | こども給付課          |
| 児童手当の支給                        | 児童手当を支給することにより、家庭生活の安定と子どもの健全な育成を図る。  | こども給付課          |

| 名称  | 施策の概要  | 担当課                    |
|---|--|------------------------|
| 小児医療の充実   | 夜間や休日においても小児科医を確保する体制を構築するため、「小児病院群輪番制」の参加病院に対し、運営費の一部を補助する。   | 保健センター                 |
| 医療情報の提供   | 広報紙及び市ホームページなどで休日診療・救急病院等の情報を提供する。   | 保健センター                 |
| 児童・生徒の健康の維持及び増進   | 市立小・中学校において、健康観察、保健調査や健康診断等に基づく健康相談を実施する。  | 学務課                    |
| 食育事業の充実   | 乳幼児健診や育児学級等において、保護者を対象に望ましい食生活及び食育に関する情報を提供する。<br>市内幼稚園・保育園の子どもとその保護者に対し、栄養士によるエプロンシアター（エプロンを舞台にした人形劇）を行うことにより、日常の正しい食習慣を形成する。<br>市内小・中学校では、朝食欠食率の減少を目指し、栄養等について学ぶ場の充実を図る。また、保健、教育の連携により食に関する学習機会や情報提供を行う。<br>地域での食育を推進するため、にいざ食育推進リーダーの活動を支援する。 | 保育課<br>保健センター<br>教育支援課 |
| 乳幼児の栄養相談・栄養指導の実施  | 乳幼児健診や乳幼児相談において、栄養士による相談及び指導を行い、乳幼児の家庭での食事を通じた健康づくりや食育の支援を行う。  | 保健センター                 |
| 子どもの放課後居場所づくりの推進  | 小学校施設（教室や校庭など）を活用し、地域の方々のご協力を得ながら、子どもたちが安全・安心に集える居場所をつくる。学習や遊び、体験・交流活動などの機会を提供することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。   | 生涯学習スポーツ課              |
| 放課後児童保育室事業の内容の充実<br><span style="float: right;">新</span>            | 「遊びの場」、「生活の場」としての役割を向上させるため、外部の専門家や地域のボランティア団体を招き、読み聞かせや紙芝居などのイベントを実施する。<br>また、こうした取組を地域に広く周知するため、年間スケジュールや実施結果を市ホームページにおいて公表する。   | 保育課                    |
| 放課後児童保育室と子どもの放課後居場所づくり事業の連携<br><span style="float: right;">新</span> | 放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるように、放課後児童保育室及び放課後居場所づくり事業（ココフレンド）の整備を計画的に進め、両事業を実施する同一小学校において、校庭を始めとする共有活動スペースでの相互見守りによって遊び等の活動や共同避難訓練を実施する。<br>また、教育委員会、福祉部局及び両事業関係者などを委員等とする運営委員会、実行委員会及び意見交換会を定期的に開催し、情報共有・連携の強化を図る。                                | 保育課<br>生涯学習スポーツ課       |
| 知的好奇心を伸ばす取組の推進  | 市内大学やNPO等と連携して、「子ども大学にいざ」を開講し、子どもの知的好奇心を満足させる学びの場を提供する。<br>文化芸術活動に子どもが喜んで参加する仕組みづくりを行う。  | 生涯学習スポーツ課              |

| 名称                    | 施策の概要   | 担当課       |
|-----------------------|---|-----------|
| 体力低下予防及び運動を通じた人間形成の取組 | 指定管理者制度による事業受託者と連携し、幼児期から学童期における体力低下予防や、運動を通じた人間形成を築くことを目的とした体操教室を開催する（Kids Star Project）。  | 生涯学習スポーツ課 |
| 国際理解教育及び環境教育の推進       | 地域の外国人との交流を通して、異文化理解を深めるとともに、コミュニケーション能力の育成を図る。<br>自然保護やリサイクルなどの資源の再利用についての理解を深め、環境やアメニティに配慮するなどの環境教育を推進する。   | 教育支援課     |
| 小学校第1学年への副担任の配置       | 児童の基本的な学習指導や生活習慣の確立を図るため、小学校第1学年の学級に副担任を配置する。   | 学務課       |
| 教育相談事業の充実             | 学校カウンセラー等との連携を一層密にし、教育相談の充実を図る。   | 教育相談センター  |
| 教育的支援が必要な生徒への配慮       | 通常学級に在籍している特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への支援について、指導及び助言する巡回相談カウンセラーを学校に派遣する。  | 教育相談センター  |
| 登校支援が必要な生徒への配慮        | 教育相談員と学校カウンセラーが電話・来室相談やカウンセリングを行い、必要な場合は、学校訪問や家庭訪問も行う。<br>地域の大学の臨床心理系学部等と連携することにより、大学生をピア・サポーターとして各学校等に派遣し、不登校児童・生徒、集団不適應児童・生徒への支援活動を行う。また、大学教授がスーパーバイザーとして専門的な立場から教員等に指導助言を行う。 | 教育相談センター  |
| 乳幼児健康診査時の絵本の配布        | 絵本の読み聞かせを通じて親子のふれあいを深めるよう、乳幼児健康診査の機会に、赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本をプレゼントする。   | 中央図書館     |

## 基本施策（２）幼児教育・保育事業

### 【 施策の方向性 】

本市に生まれ育つ全ての子どもが必要な教育・保育を受けることができるよう、また、親が安心して子どもを預け、仕事と子育ての両立が図れるよう、様々な子育て支援サービスの量及び質の向上を図ります。

また、待機児童の解消に向け、施設整備に取り組むとともに、家庭保育室から小規模保育事業所への移行支援や、幼稚園における長時間預かりを促進します。

さらに、産休明け保育や休日保育等の保護者のニーズに応じた多様な教育・保育サービスの確保を目指します。

### 【 主な取組 】

新…第2次計画から新たに掲載した事業

| 名称                     | 施策の概要   | 担当課 |
|------------------------|---|-----|
| 待機児童解消に向けた取組<br>新      | 待機児童解消のため、定員が不足している年齢層等を把握し、ニーズに合わせた施設整備を行う。  | 保育課 |
| 保育士確保のための取組<br>新       | 保育士確保のため、保育士就職相談会や、処遇改善等の取組を実施する。   | 保育課 |
| 外国にルーツを持つ子ども等への支援<br>新 | 海外から帰国した子どもや、外国籍の子どもたちが教育・保育施設を円滑に利用できるよう、教育・保育施設を運営する事業者や、幼稚園教諭、保育士に対して、通訳ボランティアの紹介や、外国の文化・習慣・指導上の配慮すべき点に関する研修を実施する。 | 保育課 |
| 幼稚園における長時間預かりの促進       | 幼稚園利用の推進、保育園の待機児童解消、子育て家庭の就労機会拡大のため、幼稚園教育時間の前後や春季・夏季及び冬季休園時に預かり保育を実施する市内私立幼稚園に対し、人件費等の補助を行う。                          | 保育課 |
| 保育園における幼児教育の充実         | 保育園から小学校の教育へ円滑に移行できるよう、保育園における幼児教育の充実を図る。   | 保育課 |
| 産休明け保育の充実              | 出産後の養育者の就労と子育ての両立支援を図るため、産休明け保育事業の充実を図る。  | 保育課 |
| 延長保育の充実<br>新           | 保護者のニーズに対応するため、延長保育の充実を図る。  | 保育課 |
| 休日保育の充実                | 休日の保育の需要に対応するため、保育園における休日保育事業の充実を図る。  | 保育課 |

| 名称                                    | 施策の概要  | 担当課 |
|---------------------------------------|--|-----|
| 夜間の預かり事業の実施検討                         | 保護者の就労などにより、夜間の保育を必要とする子育て家庭のために夜間預かり事業の実施を検討する。               | 保育課 |
| 病児・病後児保育の充実<br>新                      | 病後児保育事業の充実を図るとともに、病児を対象とした預かり事業の導入を検討する。                       | 保育課 |
| 教育・保育施設における一時預かり事業の充実<br>新            | 保護者のニーズに対応するため、一時預かり事業の充実を図る。                                  | 保育課 |
| 保育サービス評価の仕組みの導入検討                     | 保育サービスの評価等の仕組みの導入について検討を進める。                                   | 保育課 |
| 家庭保育室委託事業の実施                          | 緊急的な保育施設の利用希望があった場合など、突発的な保育の受け皿となる家庭保育室への保育事業の委託を実施する。        | 保育課 |
| 家庭保育室の小規模保育事業への移行推進・支援                | 埼玉県による家庭保育室事業が令和元年度末に終了となる見込みであることから、各保育室の小規模保育事業への移行推進・支援を行う。 | 保育課 |
| 認定こども園等への移行を目指す私立幼稚園における預かり保育の促進<br>新 | 幼保連携型認定こども園等への移行に向けて、私立幼稚園が行う長時間預かり保育の運営費に対する補助を行う。            | 保育課 |

## 基本施策（3）児童虐待防止に向けた取組

### 【 施策の方向性 】

児童虐待は、子どもへの身体的な影響だけでなく、こころの発達や人格の形成に深刻な影響を与える重大な人権侵害です。「児童の権利に関する条約」においても、子どもたちは暴力や有害な労働から「守られる権利」、「生きる権利」などが位置付けられています。地域や関係機関等の連携を強化し、子どもへの虐待を未然に防止するとともに、虐待事案の早期発見・早期対応に取り組みます。

### 【 主な取組 】

新…第2次計画から新たに掲載した事業

| 名称                  | 施策の概要  | 担当課                       |
|---------------------|--|---------------------------|
| 要保護児童に対する支援         | <p>要保護児童対策地域協議会で子どもや家族への援助の方法や対策を協議し、福祉、保健、医療、教育、警察など関係機関が連携して適切な対応を図る。</p> <p>いじめや虐待などの暴力から身を守る方法を実践的に学ぶためのCAPプログラムを実施する。</p> <p>民生委員・児童委員などが参加する学校懇談会で情報交換を行い、地域での要保護児童の見守りなどで連携を図る。</p> | こども支援課<br>保健センター<br>教育支援課 |
| 里親家庭への支援            | <p>養育技術の向上及び会員の交流を図るため、所沢児童相談所と協力し、里親に対して研修や交流の場を提供する。</p>   | こども支援課                    |
| どならずほめて育てる子育て練習法の普及 | <p>どなったり叩いたりせずにつけられるコミュニケーション方法を、「親がまなぶ子育て練習法」のプログラム（児童虐待予防策の一つとして、暴力や暴言によらない育児方法の普及を図る）において伝えることで、子育てを支援し、ひいては児童虐待を予防する。</p>  | こども支援課                    |
| 虐待防止のための各種取組        | <p>地域子育て支援センターや、利用者支援事業などの取組により、妊娠期から子育て期までを切れ目なく支援することで、児童虐待を予防する。</p>  | こども支援課<br>保健センター          |



## 基本施策（４）障がい児施策の充実に向けた取組

### 【 施策の方向性 】

障がいがあってもなくても、地域で子どもが安心して育ち、暮らせるように、家庭の状況に応じたサービスの充実を図り、子どもがそれぞれの可能性を伸ばしながら成長できるよう支援を行います。

障がいのある子どもたちへの教育・保育事業の体制を充実させるとともに、適切な支援につなげられるよう関係機関の連携や相談機能の強化を図ります。

### 【 主な取組 】

新…第2次計画から新たに掲載した事業

| 名称                                  | 施策の概要  | 担当課   |
|-------------------------------------|--|---|
| 障がいのある子ども達への教育・保育事業の充実              | <p>保育、教育、福祉、保健、医療の連携を強化し、障がいのある子どもが地域の保育園、学校に通い、共に育つことができるよう、学ぶ環境の整備を図るとともに、施設のバリアフリー化を推進する。</p> <p>障がいのある子どもに対する教員や職員の理解を深めるための研修会等を開催する。</p> <p>障がい児保育の充実を図るとともに、障がい児保育をめぐる諸問題についての研究・協議を進める。</p> <p>福祉事務所や保健センター等の関係機関の相談機能を強化するとともに、教育相談センターでは、より気軽に相談できる体制の整備充実を図る。</p> | <p>障がい者福祉課<br/>こども支援課<br/>保育課<br/>保健センター<br/>教育総務課<br/>教育相談センター</p> |
| 地域における障がい児への総合的な支援<br>新             | <p>地域の障がい児支援の拠点となる児童発達支援センターにおいて、障がい児通所支援事業及び早期療育教室を実施する。また、保育施設や学校等に通う障がい児を支援するための訪問事業や、保護者からの相談に対応する体制を整備する。</p>   | 障がい者福祉課   |
| 地域における医療的ケア児の支援体制の整備<br>新           | <p>保育、教育、福祉、保健、医療等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置を検討するとともに、医療的ケア児が適切な支援を得られるよう支援体制の整備を進める。</p>   | 障がい者福祉課   |
| 発達障がい者支援員の育成                        | <p>埼玉県が実施している発達障がいの専門研修に保育、福祉、保健等の職員が参加することにより、発達障がいに関する各種相談に対応できる発達支援マネージャーを育成する。</p>   | 障がい者福祉課   |
| 放課後児童保育室における障がいのある子どもへの受入れへの配慮<br>新 | <p>保護者や学校にヒアリングを行い、指導員の加配の必要性の検討を行うとともに、円滑な受入れを行うため、指導員を対象とした専門的知識の習得を図るための研修を実施する。</p>  | 保育課   |
| 発達に課題がある子どもへの学校における支援<br>新          | <p>全ての市立小・中学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、発達障がいなどの課題を抱える生徒を支援したり、関係機関との連携を図る。</p>   | 教育相談センター  |
| 市立小・中学校への介助員の配置                     | <p>肢体不自由で車椅子等を使用する児童・生徒が学校生活を円滑に送るために介助員を配置する。</p>   | 教育相談センター  |

## 基本施策（５）生活困難世帯に対する支援の推進 新

### 【 施策の方向性 】

日本の子どもの7人に1人、ひとり親家庭では2人に1人が相対的な貧困状態にある現在、子どもの貧困が社会的な問題となっています。子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、また、世代を超えた貧困の連鎖を防ぐ取組を進めます。

生活困難世帯が多いひとり親世帯への支援を充実させるとともに、学習支援や進路相談にも取り組みます。

### 【 主な取組 】

| 名称                     | 施策の概要  | 担当課           |
|------------------------|--|---------------|
| ひとり親家庭相談の充実            | ひとり親家庭に関する相談に応じ、関係機関の紹介などを行う。  | こども支援課        |
| ひとり親家庭等に対する経済的支援       | ひとり親家庭等に対し、医療費の一部及び児童扶養手当を支給するとともに、児童扶養手当受給者に対してJR通勤定期乗車券の割引制度の利用に必要な証明書の発行を行う。<br>経済的な理由により就学が困難と認められる場合に、保護者に対し、小・中学校で掛かる経費（学用品費、学校給食費、林間学校費、修学旅行費等）を支給する。 | こども給付課<br>学務課 |
| 保護が必要な母子家庭への支援         | 保護の必要が認められる（自立が困難等）母子家庭又は母子に準じる家庭に対して母子生活支援施設への入所措置を行う。  | こども支援課        |
| ひとり親自立支援プログラムの策定       | 児童扶養手当受給者の自立を促進するため、ひとり親自立支援プログラム策定員が個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定する。また、必要に応じ生活保護受給者等就労支援事業を活用し、公共職業安定所等と緊密に連携し、きめ細やかで確実な就業・自立支援を行う。                          | こども支援課        |
| ひとり親家庭への就業支援           | 雇用保険制度に基づく教育訓練給付を受ける資格の無いひとり親家庭の父又は母に対し、就職に必要な資格などを得るための教育訓練講座受講費用の一部を支給する。また、ひとり親家庭の父又は母の就労に直結する資格取得を促進するため、1年以上養成機関などで修業する場合に生活を支援する目的で給付金を支給する。           | こども支援課        |
| 生活困窮世帯及び生活保護世帯の子どもへの支援 | 生活困窮状態の世帯の子どもの学びをサポートするため、学習支援事業を実施する。<br>被保護世帯の子どもが健全に育成される環境を整備するため、子ども育成支援相談員を生活支援課に配置し、子どもの進路等について支援する。  | 生活支援課         |

## 基本目標Ⅱ

すべての親が子育てを楽しみ、子どもと共に成長できることを応援するために

### 基本施策(1) 安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援 新

#### 【 施策の方向性 】

妊娠から出産、子育て期まで、切れ目のない支援による安心できる子育て環境の実現に取り組みます。

助産師等の専門職が、妊娠、出産、産後などの様々なタイミングで妊産婦からの相談に応じるとともに、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする方への情報提供等を行います。

#### 【 主な取組 】

新…第2次計画から新たに掲載した事業

| 名称  | 施策の概要  | 担当課    |
|---|--|--------|
| 第1子を迎える家庭への支援   | <p>第1子出産予定の母親とその家族を対象に、妊娠、出産、育児について学ぶ場を提供することで、育児不安の解消や地域の仲間づくりに寄与する。また、妊娠期、授乳期の食生活の改善と望ましい食事に関する学習の機会を設ける。</p> <p>生後2～4か月の第1子を持つ保護者を対象に、育児に関する知識や地域の情報を学ぶ場を提供する。</p> <p>夫婦が協力して出産、育児に臨めるよう父親の育児参加を促進する。</p> | 保健センター |
| 子育て支援に関する総合案内 <span style="float: right;">新</span>        | <p>子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所で相談や情報提供等を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携の体制づくりを行う。</p>  | こども支援課 |
| 地域における子育て相談及び交流拠点の充実 <span style="float: right;">新</span> | <p>乳幼児とその保護者、妊婦同士の交流や、子育てについての相談、助言等の支援を行う拠点の内容の充実を図る。</p>   | こども支援課 |
| 乳幼児に関する相談の充実  | <p>保健師、栄養士、歯科衛生士が子どもの病気や事故予防・栄養や歯みがきのことなどの相談に応じる。</p>  | 保健センター |
| 母子健康手帳交付時の助産師による面談  | <p>保健センター及び市役所での妊娠届時に保健師、助産師が面談を行い、妊婦の悩みや不安を把握することで妊娠初期からの支援につなげる。</p>   | 保健センター |
| 父子手帳の配布   | <p>妊娠、出産、育児に対する心構え、協力の仕方など父親向けの育児情報を提供する。</p>  | 保健センター |
| 妊婦健康診査受診の負担軽減 <span style="float: right;">新</span>        | <p>妊婦健康診査の受診率を高めることを目的に、妊娠届出時に、母子健康手帳と併せて14回分の妊婦健康診査助成券を交付する。</p>  | 保健センター |

| 名称                       | 施策の概要  | 担当課           |
|--------------------------|--|---------------|
| 乳児がいる全ての家庭への訪問サポート<br>新  | 生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師や助産師が訪問し、乳児の体重測定、育児や母親の体調に関する相談及び母子保健サービスの情報提供を行う。   | 保健センター        |
| 子育て相互援助活動の充実<br>新        | ファミリー・サポート・センターに登録している会員同士で子どもの送迎や預かりなどの援助を行う。<br>全ての援助希望に対応できるよう、援助会員の拡充を図る。  | こども支援課        |
| 産前・産後期の母親へのサポート<br>新     | 妊娠・出産、子育てに関する悩み等に対して、看護師、保健師、助産師等の専門職が、不安や悩みを傾聴し、相談支援（寄り添い）を行う。<br>また、地域の母親同士の仲間づくりを促し（交流支援）、妊産婦が家庭や地域における孤立感を軽減し（孤立感の解消）、安心して妊娠期を過ごして、育児に臨めるようサポートする。 | 保健センター        |
| 産後育児のサポート                | 出産後から生後2か月未満の子どものいる家庭を対象に、沐浴や授乳等の育児に関わるサポートを行う。  | こども支援課        |
| 産後家事のサポート                | 退院後1か月以内の母親のいる家庭で、親族などから家事援助が望めない家庭に対し、ホームヘルパーを派遣する。   | こども支援課        |
| 乳幼児健康診査及び歯科検診の充実         | 乳幼児を対象に健康診査及び歯科検診を実施し、発育・発達状況の確認、疾病の早期発見及び育児不安の軽減や解消を図る。   | 保健センター        |
| 1歳6か月児健康診査事後指導（ころころクラブ）  | 1歳6か月児健康診査後の、継続的な支援が必要な幼児及びその保護者に対し、集団遊びや個別相談を実施する。  | 保健センター        |
| 3歳児グループ指導（でんでんむしの家）      | 発達支援や育児支援が必要な児童及びその保護者に対して、集団指導や相談活動を通じた支援を行う。   | こども支援課        |
| 3歳児グループ指導事後フォロー（とんぼグループ） | でんでんむしの家の卒業児及び3歳児、4歳児で家庭児童相談員と関わりのある親子を対象に、個別的、集団的なプログラムを実施し、子どもの成長を促す。  | こども支援課        |
| 育児、養育に関する支援              | 育児、養育や成長に伴って発生する問題等について、専門の相談員が相談に応じる。<br>1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査の会場で保護者からの相談に応じる。  | こども支援課<br>保育課 |
| 養育に関する訪問支援<br>新          | 子の養育に関して特に支援が必要である家庭を訪問し、育児、家事などの支援を行う。  | こども支援課        |
| 子どもの短期間の預かり事業の実施検討<br>新  | 保護者の疾病等の理由により、家庭での養育が困難になった子どもを対象とした短期間預かり事業の実施を検討する。  | こども支援課        |
| 多胎児の親子の交流会への支援           | 多胎児育児に関する情報や仲間づくりの場を提供する。  | 保健センター        |

## 基本施策（２）子育てしやすい環境の整備

### 【 施策の方向性 】

男女が協力して子育てする社会意識を醸成するため、また、母親のみに子育ての負担が偏らないよう、男女共同参画意識の啓発に取り組むとともに、男性の育児休業の取得推進に取り組みます。

また、子ども連れが外出がしやすいように、公共施設への授乳及びオムツ替えスペースやキッズコーナーを設置するとともに、市が主催する講座等では預かり保育を実施します。

### 【 主な取組 】

新…第2次計画から新たに掲載した事業

| 名称  | 施策の概要   | 担当課                        |
|---|---|----------------------------|
| 男女共同参画意識の啓発   | 就業における男女共同参画意識の醸成と浸透を図るため、事業所に対して啓発を行う。また、男女共同参画に関する諸情報を提供するとともに、市民の意識高揚と理解を図るため講座や講演会等を開催する。 | 人権推進課<br>男女共同参画推進プラザ       |
| 男性の育児休業取得の推進  | 男性の育児休業取得を推進するため、事業所及び市職員に対して啓発を行う。   | 人事課<br>経済振興課               |
| 授乳及びオムツ替えスペースやキッズコーナーの提供  | 授乳及びおむつ替え等の対応可能な施設を「赤ちゃんの駅」として指定するとともに、新たに公共施設を開設する場合は、キッズコーナーの設置を検討する。                       | 各公共施設<br>所管課               |
| 児童遊園、公園の整備・充実   | 子どもの安全な遊び場を確保するため、児童遊園、公園の整備・充実を図る。   | みどりと公園課                    |
| 子育てサークル等への活動の支援   | 公民館、児童センター、集会所などにおいて、子育てサークルが活動する場所を提供する。   | 地域活動推進課<br>こども支援課<br>中央公民館 |
| 講座等における預かり保育の実施   | 子育て中の親が講座や体育教室に参加しやすいように、預かり保育を実施する。  | 生涯学習スポーツ課<br>中央公民館         |
| 乳幼児親子が参加しやすいプログラムの提供<br><span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">新</span> | 乳幼児連れの親子が気兼ねなく図書館を利用できるように「赤ちゃんタイム」を設ける。<br>乳幼児連れ親子を対象としたプラネタリウム上映会を開催する。                     | こども支援課<br>中央公民館            |

基本施策（１）地域における子育て支援のネットワークづくり

【 施策の方向性 】

安心して子育てをするためには、地域が日常的に子どもや親と接し、防犯や見守り、相談や子どもの健全育成に関わるなど、重要な役割を担う必要があります。

地域における身近な交流の場の確保や、地域の市民団体や関係機関との連携強化を図り、子育ての応援ができるあたたかい地域社会を築きます。

【 主な取組 】

| 名称                    | 施策の概要   | 担当課          |
|-----------------------|---|--------------|
| 子育て情報の提供              | 子育て中の親に必要な様々な情報（子育て支援サービス、公共施設、幼稚園・保育園等）を掲載した「子育て情報誌」を発行するとともに、メールマガジンで子育てに関する情報を配信する。<br>子育てに関する様々な資料を集約した「子育て支援コーナー」を図書館に設置する。  | こども支援課       |
| ふれあい地域連絡協議会活動への支援     | 地域ぐるみで子どもたちの健やかな成長を図ることを目的に、地域内の学校、各種団体、関係機関等によるふれあい地域連絡協議会の活動を支援する。  | 生涯学習スポーツ課    |
| 保育園における地域との交流         | 保育園の園庭を開放し、保育園の子どもと地域の子どもがふれあいながら遊び、交流を図る。<br>地域の親子や高齢者が、もちつきなどの行事やレクリエーションを通して、保育園の子どもと交流を図る。  | 保育課          |
| 幼保小交流研修会の充実           | 小学校への円滑な移行や、卒園までの達成目標等について幼稚園、保育園及び小学校の職員が協議する。また、近隣の小学校に卒園前の園児が訪問する交流体験を行う。  | 保育課<br>教育支援課 |
| 民生委員・児童委員による児童健全育成の取組 | 地域の子ども及び妊産婦が安心して暮らせるように、民生委員・児童委員が相談に応じるとともに、見守りや支援を行う。<br>主任児童委員連絡会議の開催、児童福祉部会での子育てに関する講演会や児童施設の見学研修などにより、児童の健全育成に関わる委員の資質向上を図る。<br>3年に1度の一斉改選後には、活動内容（子育て支援ほか）を紹介する「民生委員・児童委員だより」を各家庭を訪問して配布する。 | 福祉政策課        |

| 名称                                | 施策の概要  | 担当課       |
|-----------------------------------|--|-----------|
| 地域における学校外活動（新座っこぼわーあっぷくらぶ）の運営     | 地域の教育力の活性化と子どもたちの地域における学校外活動の一層の充実を図るために、地域住民の協力により自然体験、社会体験、スポーツなどの体験活動や、学習活動を実施する様々なクラブを運営する。            | 生涯学習スポーツ課 |
| 青少年市民会議の活動の推進                     | 青少年の健全な育成を市民総ぐるみで推進することを目的に、この会議の趣旨に賛同する者、青少年関係団体、関係機関をもって組織し、心の声かけ運動など様々な活動を行う。                           | 生涯学習スポーツ課 |
| PTA・保護者会連合会活動への支援                 | 市内公立小・中学校の保護者及び教職員が一体となり、児童・生徒の福祉の増進と学校教育の振興に寄与するとともに、会員相互の研修と連絡協議を図ることを目的とした「新座市 PTA・保護者会連合会」の様々な活動を支援する。 | 生涯学習スポーツ課 |
| 学校・保護者・地域による学校づくりの推進（コミュニティ・スクール） | 地域ぐるみで児童の安全・健全育成を目指し、学校評議員、PTA、学校応援ボランティア団体等の活性化を進め、学校を総合的に支援する学校運営協議会の充実に取り組む。                            | 学務課       |
| 保護者・地域住民によるボランティア活動の推進（学校応援団）     | 学校において学習活動、安心・安全確保、環境整備などを行う保護者・地域住民によるボランティア活動を推進する。  | 教育支援課     |
| 母子愛育会活動の支援                        | 母と子の保健を中心に地域の子育て支援を推進している母子愛育会の活動を支援する。  | 保健センター    |
| 食生活改善推進員協議会への活動支援                 | 健康づくり及び食育を推進する食生活改善推進員協議会の活動を支援する。   | 保健センター    |

## 基本施策（２）青少年を支援する取組

### 【 施策の方向性 】

学童期や思春期に悩む本人やその家族に対し、それぞれの状況に応じた支援を行います。

学校においては、職場体験等を実施することにより、一人ひとりのキャリア発達を支援します。また、いじめ等の問題に適切に対応し、青少年の健全な成長を支援します。

### 【 主な取組 】

| 名称                | 施策の概要  | 担当課                |
|-------------------|--|--------------------|
| 青少年団体への助成         | 子ども会連合会等の青少年の健全な育成と青少年教育の振興に資することを目的とした活動団体に対して助成を行う。  | 生涯学習スポーツ課          |
| 思春期保健に関する相談の実施    | 学童期・思春期における心の問題に関する相談に応じる。   | 保健センター<br>教育相談センター |
| いじめ等の青少年の問題行動への対策 | いじめ等の青少年の問題行動へ対応するために、各中学校にさわやか相談室を開設し、相談活動を行うとともに、教師がカウンセリングマインドを持って積極的な生徒指導を行うよう学校カウンセリング研修会を開催する。 | 教育相談センター           |
| 職場体験事業の推進         | キャリア教育の視点である「生きること、学ぶこと、働くこと」の大切さを学習する機会とするため、全市立中学校の２年生が３日間、地域の中で様々な社会体験活動に取り組む。                    | 教育支援課              |



## 基本施策（3）安心して外出できる環境の整備

### 【 施策の方向性 】

子どもや乳幼児を連れた保護者が安心して外出できるよう、公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの考えを取り入れた施設や道路の整備を進めます。

また、交通事故防止、交通安全推進の取組を進めることで、子どもたちが安心して外出できる環境を整備します。

### 【 主な取組 】

| 名称                   | 施策の概要  | 担当課          |
|----------------------|--|--------------|
| 公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進 | 埼玉県福祉のまちづくり条例の規定に基づき、道路や公共施設のユニバーサルデザイン化を進める。<br>障がいのある児童・生徒に対応するため学校施設のバリアフリー化を進める。   | 道路課<br>教育総務課 |
| 交通安全推進・啓発の取組         | 市内通学路の交差点等に交通指導員を配置する。<br>小学1年生全員を対象に交通安全教室を実施する。<br>元気の出るまちづくり出前講座として幼稚園、保育園、小・中学校等の要望に応じて交通安全教室を開催する。<br>交通安全推進協議会が四半期ごとに交通安全運動、交通事故防止運動を実施する。 | 交通防犯課        |
| 交通事故防止等の取組           | 交通事故等の防止のため、電柱等に交通安全に関する看板を設置するとともに、道路照明灯を整備する。<br>生活道路での安全確保のため、新座警察署と連携し、車両の進入抑制、速度抑制を図る。  | 道路課<br>交通防犯課 |
| 市立小・中学校学校防災マニュアルの活用  | 災害時における学校の教職員、児童・生徒の基本行動について、マニュアルを活用して共通理解を図る。  | 教育支援課        |

## 基本施策（４）子どもを犯罪等の被害から守るための取組の推進

### 【 施策の方向性 】

子どもたちが犯罪に巻き込まれず安心して地域で生活していくことができるよう、地域における防犯力の強化を図ります。

また、子どもたちが犯罪に関わらないよう、非行防止啓発活動等を推進します。

### 【 主な取組 】

| 名称                | 施策の概要  | 担当課                                    |
|-------------------|--|--|
| 非行防止等の児童健全育成事業の充実 | 非行防止啓発活動、文化、スポーツ等コミュニティ活動、青少年活動指導者の育成等を通じた健全育成対策を推進する。また、子どもの権利を侵害する児童買春、児童ポルノ等を防止するための意識啓発を図る。                        | 生涯学習スポーツ課                              |
| 情報モラル教育の推進        | 市立小・中学校において、情報モラル教育を推進する。  | 教育支援課                                  |
| 防犯対策の充実           | 安心・安全なまちづくりのため、警察、学校、地域の市民などと連携し、子ども110番の家の設置や学校付近のパトロール活動を実施する。<br>また、PTA保護者会、町内会の防犯活動を支援するとともに、防犯灯を設置する自治会に補助金を交付する。 | 地域活動推進課<br>交通防犯課<br>生涯学習スポーツ課<br>教育支援課 |
| 学校における安全管理の取組     | 学校の安全管理を図るため、不審者対応マニュアルを作成し市立小・中学校に配布する。   | 教育支援課                                  |



## 第4章

# 教育・保育の量の見込みと 確保方策、実施時期

# 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条及び「基本指針」において、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育提供施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を設定することとしています。

本計画では、「幼児期の学校教育・保育の事業量」は民生委員・児童委員協議会の活動区域や地域福祉計画・地域福祉活動計画の区域である6区域、「地域子ども・子育て支援事業の事業量」は市全域（1区域）として、目標事業量及び提供体制を設定します。



## 【 事業ごとの提供区域 】

| 区分                 | 事業                                    | 区域  |
|--------------------|---------------------------------------|-----|
| 教育・保育施設<br>地域型保育事業 | 保育所・幼稚園・認定こども園                        | 6区域 |
|                    | 小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業 など |     |
| 地域子ども・子育て<br>支援事業  | 利用者支援事業                               | 市全域 |
|                    | 時間外保育事業                               | 市全域 |
|                    | 放課後児童健全育成事業                           | 市全域 |
|                    | 子育て短期支援事業                             | 市全域 |
|                    | 乳児家庭全戸訪問事業                            | 市全域 |
|                    | 養育支援訪問事業                              | 市全域 |
|                    | 地域子育て支援拠点事業                           | 市全域 |
|                    | 一時預かり事業                               | 市全域 |
|                    | 病児保育事業                                | 市全域 |
|                    | ファミリー・サポート・センター事業                     | 市全域 |
|                    | 妊婦健康診査事業                              | 市全域 |
|                    | 補足給付事業                                | -   |
|                    | 参入促進事業                                | -   |

## 2 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成26年から平成30年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコホート変化率法により推計しました。

単位：人

| 年齢  | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 0歳  | 1,243  | 1,231  | 1,219  | 1,205  | 1,192  |
| 1歳  | 1,270  | 1,311  | 1,299  | 1,287  | 1,271  |
| 2歳  | 1,257  | 1,276  | 1,317  | 1,305  | 1,293  |
| 3歳  | 1,356  | 1,261  | 1,280  | 1,322  | 1,309  |
| 4歳  | 1,425  | 1,356  | 1,261  | 1,280  | 1,322  |
| 5歳  | 1,428  | 1,432  | 1,363  | 1,268  | 1,286  |
| 6歳  | 1,510  | 1,430  | 1,434  | 1,365  | 1,269  |
| 7歳  | 1,497  | 1,517  | 1,436  | 1,440  | 1,370  |
| 8歳  | 1,521  | 1,495  | 1,515  | 1,434  | 1,438  |
| 9歳  | 1,547  | 1,521  | 1,495  | 1,515  | 1,434  |
| 10歳 | 1,534  | 1,550  | 1,524  | 1,498  | 1,518  |
| 11歳 | 1,499  | 1,537  | 1,553  | 1,527  | 1,501  |
| 合計  | 17,087 | 16,917 | 16,696 | 16,446 | 16,203 |

※コホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

## 【 地区別の人口の見込み 】

### ①東部第一地区

単位：人

| 年齢  | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0歳  | 160   | 160   | 156   | 156   | 152   |
| 1歳  | 174   | 180   | 180   | 175   | 175   |
| 2歳  | 173   | 182   | 189   | 189   | 184   |
| 3歳  | 204   | 179   | 188   | 195   | 195   |
| 4歳  | 219   | 213   | 188   | 197   | 204   |
| 5歳  | 202   | 226   | 219   | 194   | 203   |
| 6歳  | 228   | 211   | 236   | 229   | 203   |
| 7歳  | 205   | 231   | 213   | 239   | 231   |
| 8歳  | 239   | 206   | 232   | 214   | 240   |
| 9歳  | 215   | 239   | 206   | 232   | 214   |
| 10歳 | 236   | 218   | 243   | 208   | 236   |
| 11歳 | 221   | 236   | 218   | 243   | 208   |
| 合計  | 2,476 | 2,481 | 2,468 | 2,471 | 2,445 |

### ②東部第二地区

単位：人

| 年齢  | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0歳  | 197   | 194   | 190   | 186   | 183   |
| 1歳  | 214   | 213   | 209   | 205   | 201   |
| 2歳  | 212   | 213   | 212   | 208   | 204   |
| 3歳  | 214   | 210   | 210   | 209   | 205   |
| 4歳  | 229   | 213   | 209   | 209   | 208   |
| 5歳  | 235   | 230   | 214   | 211   | 210   |
| 6歳  | 259   | 233   | 227   | 211   | 208   |
| 7歳  | 238   | 257   | 231   | 225   | 210   |
| 8歳  | 251   | 236   | 255   | 229   | 224   |
| 9歳  | 249   | 251   | 236   | 255   | 229   |
| 10歳 | 238   | 250   | 252   | 237   | 256   |
| 11歳 | 248   | 234   | 246   | 248   | 233   |
| 合計  | 2,784 | 2,734 | 2,691 | 2,633 | 2,571 |

### ③西部地区

単位：人

| 年齢  | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0歳  | 253   | 251   | 250   | 248   | 245   |
| 1歳  | 276   | 263   | 261   | 260   | 258   |
| 2歳  | 243   | 275   | 262   | 260   | 259   |
| 3歳  | 251   | 245   | 278   | 265   | 263   |
| 4歳  | 276   | 252   | 246   | 279   | 266   |
| 5歳  | 262   | 279   | 255   | 249   | 283   |
| 6歳  | 249   | 263   | 280   | 256   | 250   |
| 7歳  | 291   | 254   | 268   | 285   | 260   |
| 8歳  | 277   | 294   | 257   | 271   | 288   |
| 9歳  | 284   | 279   | 296   | 259   | 273   |
| 10歳 | 303   | 284   | 279   | 295   | 259   |
| 11歳 | 296   | 306   | 287   | 282   | 298   |
| 合計  | 3,261 | 3,245 | 3,219 | 3,209 | 3,202 |

#### ④南部地区

単位：人

| 年齢  | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0歳  | 185   | 184   | 183   | 181   | 180   |
| 1歳  | 190   | 194   | 193   | 192   | 190   |
| 2歳  | 171   | 191   | 195   | 194   | 193   |
| 3歳  | 228   | 172   | 192   | 196   | 195   |
| 4歳  | 211   | 224   | 169   | 189   | 193   |
| 5歳  | 227   | 215   | 228   | 171   | 192   |
| 6歳  | 226   | 227   | 215   | 228   | 171   |
| 7歳  | 195   | 225   | 226   | 214   | 227   |
| 8歳  | 240   | 195   | 225   | 226   | 214   |
| 9歳  | 232   | 240   | 195   | 225   | 226   |
| 10歳 | 214   | 231   | 239   | 194   | 224   |
| 11歳 | 206   | 216   | 233   | 241   | 195   |
| 合計  | 2,525 | 2,514 | 2,493 | 2,451 | 2,400 |

#### ⑤北部第一地区

単位：人

| 年齢  | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0歳  | 289   | 288   | 287   | 287   | 286   |
| 1歳  | 268   | 303   | 302   | 301   | 301   |
| 2歳  | 300   | 265   | 300   | 299   | 298   |
| 3歳  | 297   | 300   | 265   | 300   | 299   |
| 4歳  | 325   | 295   | 298   | 263   | 298   |
| 5歳  | 312   | 324   | 293   | 296   | 261   |
| 6歳  | 354   | 311   | 321   | 291   | 294   |
| 7歳  | 372   | 354   | 311   | 321   | 291   |
| 8歳  | 331   | 369   | 352   | 309   | 318   |
| 9歳  | 358   | 331   | 370   | 353   | 309   |
| 10歳 | 342   | 361   | 334   | 374   | 356   |
| 11歳 | 339   | 346   | 365   | 337   | 379   |
| 合計  | 3,887 | 3,847 | 3,798 | 3,731 | 3,690 |

#### ⑥北部第二地区

単位：人

| 年齢  | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0歳  | 159   | 156   | 155   | 151   | 148   |
| 1歳  | 149   | 160   | 157   | 156   | 152   |
| 2歳  | 159   | 151   | 162   | 159   | 158   |
| 3歳  | 163   | 158   | 151   | 161   | 158   |
| 4歳  | 167   | 160   | 155   | 148   | 158   |
| 5歳  | 191   | 163   | 156   | 151   | 144   |
| 6歳  | 195   | 189   | 161   | 154   | 149   |
| 7歳  | 197   | 198   | 192   | 163   | 156   |
| 8歳  | 184   | 196   | 197   | 191   | 162   |
| 9歳  | 210   | 182   | 194   | 195   | 189   |
| 10歳 | 200   | 207   | 179   | 191   | 192   |
| 11歳 | 188   | 198   | 205   | 178   | 190   |
| 合計  | 2,162 | 2,118 | 2,064 | 1,998 | 1,956 |

### 3 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保策を定めました。

#### (1) 保育にかかる施設型給付

##### 【 概要 】

保護者が働いているなどの理由により、日中の保育が必要で2号、3号認定を受けた子どもを預かり、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、保育等を行います。

##### 【 量の見込みと提供体制 】

単位：人

|        | 令和2年度     |       |     | 令和3年度 |       |     | 令和4年度 |       |     | 令和5年度 |       |     | 令和6年度 |       |     |     |
|--------|-----------|-------|-----|-------|-------|-----|-------|-------|-----|-------|-------|-----|-------|-------|-----|-----|
|        | 2号        |       | 3号  | 2号    |       | 3号  | 2号    |       | 3号  | 2号    |       | 3号  | 2号    |       | 3号  |     |
|        | 3-5歳      | 1-2歳  | 0歳  | 3-5歳  | 1-2歳  | 0歳  | 3-5歳  | 1-2歳  | 0歳  | 3-5歳  | 1-2歳  | 0歳  | 3-5歳  | 1-2歳  | 0歳  |     |
| ①量の見込み | 1,725     | 1,284 | 267 | 1,720 | 1,314 | 264 | 1,717 | 1,329 | 261 | 1,760 | 1,317 | 258 | 1,840 | 1,303 | 256 |     |
| ②確保方策  | 特定教育・保育施設 | 1,876 | 938 | 229   | 1,876 | 938 | 229   | 1,876 | 938 | 229   | 1,876 | 938 | 229   | 1,876 | 938 | 229 |
|        | 特定地域型保育事業 | 0     | 300 | 76    | 0     | 300 | 76    | 0     | 316 | 79    | 0     | 332 | 82    | 0     | 348 | 85  |
|        | 認可外保育施設   | 9     | 18  | 10    | 9     | 18  | 10    | 9     | 18  | 10    | 9     | 18  | 10    | 9     | 18  | 10  |
| ②-①過不足 | 160       | ▲28   | 48  | 165   | ▲58   | 51  | 168   | ▲57   | 57  | 125   | ▲29   | 63  | 45    | 1     | 68  |     |

##### 【 今後の方向性 】

量の見込みについては、対象年齢人口は減少していくものの、保育需要の高まりにより令和2年度以降も増加していく見込みです。

年齢別では、1、2歳の需要が高く、供給体制が不足することから、計画期間内の待機児童解消を目指して引き続き施設整備に取り組みます。



## 【 地区別の量の見込みと提供体制 】

### ① 東部第一地区

単位：人

|        | 令和2年度     |      |     | 令和3年度 |      |     | 令和4年度 |      |    | 令和5年度 |      |    | 令和6年度 |      |    |    |
|--------|-----------|------|-----|-------|------|-----|-------|------|----|-------|------|----|-------|------|----|----|
|        | 2号        |      | 3号  | 2号    |      | 3号  | 2号    |      | 3号 | 2号    |      | 3号 | 2号    |      | 3号 |    |
|        | 3-5歳      | 1-2歳 | 0歳  | 3-5歳  | 1-2歳 | 0歳  | 3-5歳  | 1-2歳 | 0歳 | 3-5歳  | 1-2歳 | 0歳 | 3-5歳  | 1-2歳 | 0歳 |    |
| ①量の見込み | 238       | 164  | 30  | 237   | 168  | 29  | 237   | 170  | 29 | 242   | 169  | 29 | 253   | 167  | 28 |    |
| ②提供体制  | 特定教育・保育施設 | 170  | 61  | 15    | 170  | 61  | 15    | 170  | 61 | 15    | 170  | 61 | 15    | 170  | 61 | 15 |
|        | 特定地域型保育事業 | 0    | 5   | 2     | 0    | 5   | 2     | 0    | 21 | 5     | 0    | 21 | 5     | 0    | 21 | 5  |
|        | 認可外保育施設   | 0    | 0   | 0     | 0    | 0   | 0     | 0    | 0  | 0     | 0    | 0  | 0     | 0    | 0  | 0  |
| ②-①過不足 | ▲68       | ▲98  | ▲13 | ▲67   | ▲102 | ▲12 | ▲67   | ▲88  | ▲9 | ▲72   | ▲87  | ▲9 | ▲83   | ▲85  | ▲8 |    |

### ② 東部第二地区

単位：人

|        | 令和2年度     |      |     | 令和3年度 |      |     | 令和4年度 |      |     | 令和5年度 |      |     | 令和6年度 |      |     |    |
|--------|-----------|------|-----|-------|------|-----|-------|------|-----|-------|------|-----|-------|------|-----|----|
|        | 2号        |      | 3号  | 2号    |      | 3号  | 2号    |      | 3号  | 2号    |      | 3号  | 2号    |      | 3号  |    |
|        | 3-5歳      | 1-2歳 | 0歳  | 3-5歳  | 1-2歳 | 0歳  | 3-5歳  | 1-2歳 | 0歳  | 3-5歳  | 1-2歳 | 0歳  | 3-5歳  | 1-2歳 | 0歳  |    |
| ①量の見込み | 298       | 235  | 40  | 298   | 240  | 39  | 297   | 243  | 39  | 305   | 240  | 38  | 319   | 238  | 38  |    |
| ②提供体制  | 特定教育・保育施設 | 242  | 121 | 36    | 242  | 121 | 36    | 242  | 121 | 36    | 242  | 121 | 36    | 242  | 121 | 36 |
|        | 特定地域型保育事業 | 0    | 43  | 10    | 0    | 43  | 10    | 0    | 43  | 10    | 0    | 59  | 13    | 0    | 59  | 13 |
|        | 認可外保育施設   | 0    | 3   | 3     | 0    | 3   | 3     | 0    | 3   | 3     | 0    | 3   | 3     | 0    | 3   | 3  |
| ②-①過不足 | ▲56       | ▲68  | 9   | ▲56   | ▲73  | 10  | ▲55   | ▲76  | 10  | ▲63   | ▲57  | 14  | ▲77   | ▲55  | 14  |    |

### ③ 西部地区

単位：人

|        | 令和2年度     |      |     | 令和3年度 |      |     | 令和4年度 |      |     | 令和5年度 |      |     | 令和6年度 |      |     |    |
|--------|-----------|------|-----|-------|------|-----|-------|------|-----|-------|------|-----|-------|------|-----|----|
|        | 2号        |      | 3号  | 2号    |      | 3号  | 2号    |      | 3号  | 2号    |      | 3号  | 2号    |      | 3号  |    |
|        | 3-5歳      | 1-2歳 | 0歳  | 3-5歳  | 1-2歳 | 0歳  | 3-5歳  | 1-2歳 | 0歳  | 3-5歳  | 1-2歳 | 0歳  | 3-5歳  | 1-2歳 | 0歳  |    |
| ①量の見込み | 409       | 252  | 55  | 408   | 258  | 55  | 408   | 261  | 54  | 418   | 258  | 54  | 437   | 256  | 53  |    |
| ②提供体制  | 特定教育・保育施設 | 483  | 239 | 63    | 483  | 239 | 63    | 483  | 239 | 63    | 483  | 239 | 63    | 483  | 239 | 63 |
|        | 特定地域型保育事業 | 0    | 26  | 5     | 0    | 26  | 5     | 0    | 26  | 5     | 0    | 26  | 5     | 0    | 26  | 5  |
|        | 認可外保育施設   | 0    | 5   | 2     | 0    | 5   | 2     | 0    | 5   | 2     | 0    | 5   | 2     | 0    | 5   | 2  |
| ②-①過不足 | 74        | 18   | 15  | 75    | 12   | 15  | 75    | 9    | 16  | 65    | 12   | 16  | 46    | 14   | 17  |    |

### ④ 南部地区

単位：人

|        | 令和2年度     |      |     | 令和3年度 |      |     | 令和4年度 |      |     | 令和5年度 |      |     | 令和6年度 |      |     |    |
|--------|-----------|------|-----|-------|------|-----|-------|------|-----|-------|------|-----|-------|------|-----|----|
|        | 2号        |      | 3号  | 2号    |      | 3号  | 2号    |      | 3号  | 2号    |      | 3号  | 2号    |      | 3号  |    |
|        | 3-5歳      | 1-2歳 | 0歳  | 3-5歳  | 1-2歳 | 0歳  | 3-5歳  | 1-2歳 | 0歳  | 3-5歳  | 1-2歳 | 0歳  | 3-5歳  | 1-2歳 | 0歳  |    |
| ①量の見込み | 248       | 206  | 39  | 247   | 211  | 38  | 247   | 213  | 38  | 253   | 211  | 37  | 265   | 208  | 37  |    |
| ②提供体制  | 特定教育・保育施設 | 322  | 169 | 37    | 322  | 169 | 37    | 322  | 169 | 37    | 322  | 169 | 37    | 322  | 169 | 37 |
|        | 特定地域型保育事業 | 0    | 85  | 25    | 0    | 85  | 25    | 0    | 85  | 25    | 0    | 85  | 25    | 0    | 85  | 25 |
|        | 認可外保育施設   | 0    | 2   | 1     | 0    | 2   | 1     | 0    | 2   | 1     | 0    | 2   | 1     | 0    | 2   | 1  |
| ②-①過不足 | 74        | 50   | 24  | 75    | 45   | 25  | 75    | 43   | 25  | 69    | 45   | 26  | 57    | 48   | 26  |    |

### ⑤ 北部第一地区

単位：人

|        | 令和2年度     |      |     | 令和3年度 |      |     | 令和4年度 |      |     | 令和5年度 |      |     | 令和6年度 |      |     |    |
|--------|-----------|------|-----|-------|------|-----|-------|------|-----|-------|------|-----|-------|------|-----|----|
|        | 2号        |      | 3号  | 2号    |      | 3号  | 2号    |      | 3号  | 2号    |      | 3号  | 2号    |      | 3号  |    |
|        | 3-5歳      | 1-2歳 | 0歳  | 3-5歳  | 1-2歳 | 0歳  | 3-5歳  | 1-2歳 | 0歳  | 3-5歳  | 1-2歳 | 0歳  | 3-5歳  | 1-2歳 | 0歳  |    |
| ①量の見込み | 282       | 257  | 68  | 281   | 263  | 68  | 280   | 266  | 67  | 287   | 264  | 66  | 300   | 261  | 66  |    |
| ②提供体制  | 特定教育・保育施設 | 323  | 184 | 40    | 323  | 184 | 40    | 323  | 184 | 40    | 323  | 184 | 40    | 323  | 184 | 40 |
|        | 特定地域型保育事業 | 0    | 141 | 34    | 0    | 141 | 34    | 0    | 141 | 34    | 0    | 141 | 34    | 0    | 157 | 37 |
|        | 認可外保育施設   | 9    | 8   | 4     | 9    | 8   | 4     | 9    | 8   | 4     | 9    | 8   | 4     | 9    | 8   | 4  |
| ②-①過不足 | 50        | 76   | 10  | 51    | 70   | 10  | 52    | 67   | 11  | 45    | 69   | 12  | 32    | 88   | 15  |    |

### ⑥ 北部第二地区

単位：人

|        | 令和2年度     |      |     | 令和3年度 |      |     | 令和4年度 |      |     | 令和5年度 |      |     | 令和6年度 |      |     |    |
|--------|-----------|------|-----|-------|------|-----|-------|------|-----|-------|------|-----|-------|------|-----|----|
|        | 2号        |      | 3号  | 2号    |      | 3号  | 2号    |      | 3号  | 2号    |      | 3号  | 2号    |      | 3号  |    |
|        | 3-5歳      | 1-2歳 | 0歳  | 3-5歳  | 1-2歳 | 0歳  | 3-5歳  | 1-2歳 | 0歳  | 3-5歳  | 1-2歳 | 0歳  | 3-5歳  | 1-2歳 | 0歳  |    |
| ①量の見込み | 250       | 170  | 35  | 249   | 174  | 35  | 248   | 176  | 34  | 255   | 175  | 34  | 266   | 173  | 34  |    |
| ②提供体制  | 特定教育・保育施設 | 336  | 164 | 38    | 336  | 164 | 38    | 336  | 164 | 38    | 336  | 164 | 38    | 336  | 164 | 38 |
|        | 特定地域型保育事業 | 0    | 0   | 0     | 0    | 0   | 0     | 0    | 0   | 0     | 0    | 0   | 0     | 0    | 0   |    |
|        | 認可外保育施設   | 0    | 0   | 0     | 0    | 0   | 0     | 0    | 0   | 0     | 0    | 0   | 0     | 0    | 0   |    |
| ②-①過不足 | 86        | ▲6   | 3   | 87    | ▲10  | 3   | 88    | ▲12  | 4   | 81    | ▲11  | 4   | 70    | ▲9   | 4   |    |

## (2) 学校教育にかかる施設型給付

### 【 概要 】

満3歳から小学校就学前までの子どもを預かり、幼稚園教育要領又は幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育・保育を提供します。保育時間は、教育標準時間（4時間）です。

また、教育標準時間後に必要に応じ、預かり保育を実施します。

### 【 量の見込みと提供体制 】

<市全域>

単位：人

|            |           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
|            |           | 1号    | 1号    | 1号    | 1号    | 1号    |
| ①<br>量の見込み | 区域内の利用希望  | 1,842 | 1,712 | 1,592 | 1,520 | 1,480 |
|            | 市外からの利用希望 | 251   | 233   | 217   | 207   | 201   |
| ②<br>確保方策  | 提供体制      | 3,270 | 3,270 | 3,270 | 3,270 | 3,270 |
| ②-①過不足     |           | 1,177 | 1,325 | 1,461 | 1,543 | 1,589 |

### 【 今後の方向性 】

現時点で既存施設の定員に十分な余裕があり、今後の計画期間内においても市全域での需給の均衡が取れる見込みです。市内における幼稚園及び認定こども園の利用拡大のため、幼稚園における預かり保育の拡大、認定こども園の移行促進などに取り組んでいきます。

## 【 地区別の量の見込みと提供体制 】

### ① 東部第一地区

単位：人

|        |           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
|        |           | 1号    | 1号    | 1号    | 1号    | 1号    |
| ①量の見込み | 区域内の利用希望  | 292   | 272   | 253   | 241   | 235   |
|        | 市外からの利用希望 | 40    | 37    | 35    | 33    | 32    |
| ②確保方策  | 提供体制      | 475   | 475   | 475   | 475   | 475   |
| ②－①過不足 |           | 143   | 166   | 187   | 201   | 208   |

### ② 東部第二地区

単位：人

|        |           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
|        |           | 1号    | 1号    | 1号    | 1号    | 1号    |
| ①量の見込み | 区域内の利用希望  | 276   | 257   | 239   | 228   | 222   |
|        | 市外からの利用希望 | 38    | 35    | 33    | 32    | 31    |
| ②確保方策  | 提供体制      | 445   | 445   | 445   | 445   | 445   |
| ②－①過不足 |           | 131   | 153   | 173   | 185   | 192   |

### ③ 西部地区

単位：人

|            |               | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
|            |               | 1号    | 1号    | 1号    | 1号    | 1号    |
| ①量の<br>見込み | 区域内の<br>利用希望  | 235   | 218   | 204   | 194   | 189   |
|            | 市外からの利用<br>希望 | 33    | 30    | 28    | 27    | 26    |
| ②確保<br>方策  | 提供体制          | 445   | 445   | 445   | 445   | 445   |
| ②-①過不足     |               | 177   | 197   | 213   | 224   | 230   |

### ④ 南部地区

単位：人

|            |               | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
|            |               | 1号    | 1号    | 1号    | 1号    | 1号    |
| ①量の<br>見込み | 区域内の<br>利用希望  | 333   | 309   | 287   | 275   | 268   |
|            | 市外からの利用<br>希望 | 45    | 43    | 39    | 37    | 36    |
| ②確保<br>方策  | 提供体制          | 470   | 470   | 470   | 470   | 470   |
| ②-①過不足     |               | 92    | 118   | 144   | 158   | 166   |

⑤ 北部第一地区

単位：人

|            |               | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
|            |               | 1号    | 1号    | 1号    | 1号    | 1号    |
| ①量の<br>見込み | 区域内の<br>利用希望  | 480   | 446   | 414   | 396   | 385   |
|            | 市外からの利用<br>希望 | 65    | 60    | 56    | 53    | 52    |
| ②確保<br>方策  | 提供体制          | 610   | 610   | 610   | 610   | 610   |
| ②-①過不足     |               | 65    | 104   | 140   | 161   | 173   |

⑥ 北部第二地区

単位：人

|            |               | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
|            |               | 1号    | 1号    | 1号    | 1号    | 1号    |
| ①量の<br>見込み | 区域内の<br>利用希望  | 226   | 210   | 195   | 186   | 181   |
|            | 市外からの利用<br>希望 | 30    | 28    | 26    | 25    | 24    |
| ②確保<br>方策  | 提供体制          | 825   | 825   | 825   | 825   | 825   |
| ②-①過不足     |               | 569   | 587   | 604   | 614   | 620   |

## 4 地域子ども・子育て支援事業

### (1) 利用者支援事業

#### 【 概要 】

基本型は、妊娠中の方、乳幼児とその保護者が、それぞれのニーズに合わせた教育・保育施設、その他の子育て支援サービスを円滑に利用できるように、身近な場所で相談を受けたり、情報提供、助言等の必要な支援を行うと共に、関係機関との連絡調整等を総合的に行います。

特定型は、妊娠中の方、乳幼児とその保護者が、それぞれのニーズに合わせた教育・保育施設、その他の子育て支援サービスを円滑に利用できるように、市の窓口で相談を受けたり、情報提供、助言等の必要な支援を行います。

母子保健型は、妊娠期から子育て期にわたる様々な悩み等に対応するため、助産師等による母子保健コーディネーターが専門的な見地から相談支援等を行い、その状況を把握し、母子保健及び子育て支援サービス等の情報提供、助言等の必要な支援を行います。

#### 【 現状 】

単位：か所

|         | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 実施数     | 1        | 1        | 1        | 2        | 3        |
| 基本型・特定型 | 1        | 1        | 1        | 1        | 2        |
| 母子保健型   | 0        | 0        | 0        | 1        | 1        |

#### 【 量の見込みと提供体制 】

単位：か所

|           | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み (A) | 4       | 5       | 5       | 5       | 6       |
| 基本型・特定型   | 3       | 4       | 4       | 4       | 4       |
| 母子保健型     | 1       | 1       | 1       | 1       | 2       |
| 提供体制 (B)  | 4       | 5       | 5       | 5       | 6       |
| 基本型・特定型   | 3       | 4       | 4       | 4       | 4       |
| 母子保健型     | 1       | 1       | 1       | 1       | 2       |



### 【 今後の方向性 】

基本型は、市内3か所（北部、中央部、南部）への設置を進めます。長期的には、各福祉圏域に1か所の設置を目指します。

特定型は、市内1か所（市役所）で情報提供、助言等の必要な支援を行います。

母子保健型は本計画期間内に中央部への設置を進めます（1か所）。将来的には市内3か所（北部、中央部、南部）への設置を目指します。

## (2) 時間外保育事業

### 【 概要 】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

### 【 現状 】

単位：人

|                | 平成 26 年度          | 平成 27 年度          | 平成 28 年度          | 平成 29 年度          | 平成 30 年度          |
|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 利用者数<br>(年間延べ) | 1,185<br>(20,505) | 1,120<br>(23,875) | 1,800<br>(28,012) | 1,849<br>(28,782) | 2,514<br>(26,638) |

### 【 量の見込みと提供体制 】

単位：人

|              | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み (A)    | 2,686   | 2,704   | 2,712   | 2,735   | 2,787   |
| 提供体制 (B)     | 2,686   | 2,704   | 2,712   | 2,735   | 2,787   |
| 差引 (B) - (A) | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |

### 【 今後の方向性 】

新規開設園でも延長保育を実施し、引き続き保護者の利用希望に対応します。

### (3) 放課後児童健全育成事業

#### 【 概要 】

保護者の就労等により昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

#### 【 現状 】

単位：人

|      | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和 1 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|---------|
| 入室者数 | 1,309    | 1,400    | 1,490    | 1,564    | 1,582   |

#### 【 量の見込みと提供体制 】

単位：人

|            |       | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|------------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ①<br>量の見込み | 全学年   | 1,582   | 1,601   | 1,630   | 1,660   | 1,643   |
|            | 1 年生  | 474     | 463     | 481     | 475     | 457     |
|            | 2 年生  | 428     | 472     | 462     | 480     | 473     |
|            | 3 年生  | 388     | 366     | 403     | 394     | 409     |
|            | 4 年生  | 272     | 280     | 264     | 291     | 284     |
|            | 5 年生  | 10      | 10      | 10      | 10      | 10      |
|            | 6 年生  | 10      | 10      | 10      | 10      | 10      |
| ② 提供体制     | 1,384 | 1,528   | 1,558   | 1,598   | 1,645   |         |
| 差引 ② - ①   | ▲198  | ▲73     | ▲72     | ▲62     | 2       |         |

#### 【 今後の方向性 】

これまで受入れ枠拡大のための施設整備を行ってきましたが、今後も入室希望者の増加が予想されることから、市内全 17 小学校において 1 支援単位当たりおおむね 40 名の規模を遵守するため、更なる施設整備を行うとともに、民間活力の導入も視野に入れ、提供体制の確保に努め、保育環境の向上を図ります。

なお、利用児童の保護者が安心して就労できるよう各保育室において延長保育を実施します。

また、子どもの放課後居場所づくり事業（ココフレンド）を充実させるとと

もに、市内全17小学校においてココフレンドと放課後児童保育室の双方を一体的に又は連携して実施することで、効果的な子どもたちの放課後の居場所の確保に努めます。

特に5、6年生については、特別な配慮が必要な子どもの受入れを実施しつつ、令和2年度に市内全17小学校で実施予定であるココフレンドによる受入れを基本とすることで、放課後児童保育室の需要が高い低学年の受入れに対応していきます。

#### (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト事業）

##### 【 概要 】

ショートステイ事業は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で子どもを短期間預かるものです。本市には適切にサービスを実施できる施設がないことから、児童相談所の一時保護で対応しています。

トワイライトステイ事業は、保護者が仕事等により帰宅時間が夜間になる場合や休日の勤務の場合に、児童養護施設等において一時的に預かる事業です。本市には適切にサービスを実施できる施設がないことから、ファミリー・サポート・センター事業による預かりサービスで対応しています。

##### 【 現状 】

単位：人

|                                    | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|------------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ショートステイ<br>※児童相談所による対応             | 23       | 9        | 27       | 41       | 38       |
| トワイライトステイ<br>※ファミリー・サポート・センターによる対応 | 177      | 309      | 396      | 193      | 297      |

##### 【 量の見込みと提供体制 】

###### ショートステイ

単位：人

|              |            | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|--------------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み (A)    |            | 27      | 27      | 27      | 27      | 27      |
| 提供体制 (B)     | 児童相談所による対応 | 27      | 27      | 27      | 27      | 27      |
|              | 市内施設における対応 | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 差引 (B) - (A) |            | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |

###### トワイライトステイ

単位：人

|                                   |  | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-----------------------------------|--|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み (A)                         |  | 300     | 300     | 300     | 300     | 300     |
| 提供体制 (B)<br>※ファミリー・サポート・センターによる提供 |  | 300     | 300     | 300     | 300     | 300     |
| 差引 (B) - (A)                      |  | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |

**【 今後の方向性 】**

ショートステイ事業については、今後も児童相談所の一時保護で対応しつつ、他の方法を検討していきます。

トワイライトステイ事業については、今後も引き続きファミリー・サポート・センター事業において対応していきます。

## (5) 乳児家庭全戸訪問事業

### 【 概要 】

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師や助産師が訪問し、乳児の体重測定、育児や産後の母親の体調に関する相談、母子保健サービスの情報提供を実施します。

### 【 現状 】

単位：人

|      | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 訪問件数 | 1,215  | 1,275  | 1,225  | 1,163  | 1,165  |

### 【 量の見込みと提供体制 】

単位：人

|             | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み(A)    | 1,243 | 1,231 | 1,219 | 1,205 | 1,192 |
| 提供体制(B)     | 1,243 | 1,231 | 1,219 | 1,205 | 1,192 |
| 差引(B) - (A) | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

### 【 今後の方向性 】

現在、里帰り出産の方への訪問も含め、ほぼ全ての家庭に訪問を実施しています。今後も保健師や助産師の訪問体制を整え全戸訪問を継続します。

## (6) 養育支援訪問事業

### 【 概要 】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします

### 【 現状 】

単位：人

|          | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 訪問対象件数   | 2        | 3        | 0        | 2        | 1        |
| 訪問回数（延べ） | 15       | 21       | 0        | 15       | 14       |

### 【 量の見込みと提供体制 】

単位：人

|          | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み    | 2       | 2       | 2       | 2       | 2       |
| 提供体制     | 2       | 2       | 2       | 2       | 2       |
| 訪問回数（延べ） | 16      | 16      | 16      | 16      | 16      |

### 【 今後の方向性 】

要保護児童対策地域協議会の構成機関等が速やかに調整機関に情報を集約するなど、関係機関との連携を図ることで養育支援を必要とする家庭を早期発見し、必要な支援を適切に行っていきます。



## (7) 地域子育て支援拠点事業

### 【 概要 】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行います。

### 【 現状 】

単位：人／年

|            | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 利用人数（年間延べ） | 78,857   | 89,871   | 89,922   | 88,246   | 89,863   |

### 【 量の見込みと提供体制 】

単位：人／年

|           | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |        |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 量の見込み（A）  | 86,353  | 86,014  | 85,473  | 85,529  | 86,448  |        |
| 提供体制      | 施設数     | 10      | 11      | 13      | 15      | 17     |
|           | 提供数（B）  | 86,353  | 86,014  | 85,473  | 85,529  | 86,448 |
| 差引（B）－（A） | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |        |

### 【 今後の方向性 】

地域ごとの子どもの人口や利用状況等を勘案し、順次優先地区への設置を進めます。

## (8) 一時預かり事業

### 【 概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### 【 一時預かり事業の類型イメージ 】

|      | 実施場所          | 利用対象                      | 利用要件                          |
|------|---------------|---------------------------|-------------------------------|
| 幼稚園型 | 幼稚園・認定こども園    | 幼稚園・認定こども園（教育部分）に通っている子ども | 教育時間の前後、土・日等休日、長期休暇中など        |
| 一般型  | 保育園・一時預かり実施施設 | 定期的に保育を利用していない子ども         | 仕事・急病・家族介護・冠婚葬祭など一時的に育児が困難な場合 |

### 【 現状 】

単位：人

|        | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 年間延べ人数 | 11,482   | 15,326   | 15,059   | 16,055   | 13,914   |
| 幼稚園型   | 0        | 1,628    | 1,699    | 2,338    | 2,561    |
| 一般型    | 11,482   | 12,889   | 13,360   | 13,717   | 11,353   |

【 量の見込みと提供体制 】

単位：人／年

|           | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み（A）  | 15,460 | 15,246 | 15,297 | 15,816 | 15,523 |
| 幼稚園型      | 3,347  | 3,636  | 4,029  | 4,389  | 4,730  |
| 一般型       | 12,113 | 11,610 | 11,268 | 11,427 | 10,793 |
| 提供体制（B）   | 42,755 | 42,682 | 42,755 | 42,890 | 42,890 |
| 幼稚園型      | 7,350  | 7,350  | 7,350  | 7,350  | 7,350  |
| 一般型       | 35,405 | 35,332 | 35,405 | 35,540 | 35,540 |
| 差引（B）－（A） | 27,142 | 27,353 | 27,376 | 26,952 | 27,293 |
| 幼稚園型      | 4,003  | 3,714  | 3,321  | 2,961  | 2,620  |
| 一般型       | 23,139 | 23,639 | 24,055 | 23,991 | 24,673 |

【 今後の方向性 】

実施施設を増やし、受け入れ枠の拡充を目指すとともに、既に一時預かりを実施している施設についても、土曜日の一時預かりの実施を進めます。

## (9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

### 【 概要 】

病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

### 【 現状 】 ※病後児保育のみ

|          | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 年間延べ利用人数 | 103      | 68       | 79       | 77       | 39       |

### 【 量の見込みと提供体制 】

単位：人／年

|           | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み（A）  | 73      | 73      | 73      | 73      | 73      |
| 提供体制（B）   | 73      | 73      | 73      | 73      | 73      |
| 差引（B）－（A） | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |

### 【 今後の方向性 】

病児保育事業については、医療機関等との連携により、病児対応型の設置を目指します。

病後児保育事業については、実施施設の拡充を目指します。

## (10) ファミリー・サポート・センター事業

### 【 概要 】

子どもの送迎や預かり等の援助を受けたい会員(利用会員)、その援助を行う会員(協力会員)からなる有償の相互援助活動で、アドバイザーが会員の援助活動の調整を行う事業です。

### 【 現状 】

単位：人

|      | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 会員数  | 1,316    | 1,375    | 1,438    | 1,515    | 1,599    |
| 利用会員 | 966      | 1,010    | 1,056    | 1,129    | 1,202    |
| 協力会員 | 220      | 240      | 254      | 262      | 271      |
| 両方会員 | 130      | 125      | 128      | 124      | 126      |

単位：回／年

|       | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 支援回数  | 5,353    | 4,459    | 5,654    | 5,628    | 6,804    |
| 就学前児童 | 3,637    | 3,015    | 3,423    | 3,422    | 3,343    |
| 就学児童  | 1,716    | 1,444    | 2,231    | 2,206    | 3,461    |

### 【 量の見込みと提供体制 】

単位：回／年

|              | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み (A)    | 7,391   | 7,756   | 8,293   | 8,568   | 9,041   |
| 就学前児童        | 3,308   | 3,241   | 3,238   | 3,274   | 3,338   |
| 就学児童         | 4,083   | 4,515   | 5,055   | 5,294   | 5,703   |
| 提供体制 (B)     | 7,391   | 7,756   | 8,293   | 8,568   | 9,041   |
| 差引 (B) - (A) | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |

### 【 今後の方向性 】

これまでの実績においては、ほぼ全ての援助希望に対応できています。援助希望が増加していることから、引き続き援助者(協力会員)の拡充に努めます。

## (11) 妊婦健康診査事業

### 【 概要 】

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、妊婦及び胎児の健康管理及び経済的負担の軽減を図る事業です。

妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付と併せて 14 回分の妊婦健康診査受診票を交付します。

### 【 現状 】

単位：人

|           | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 受診対象者数    | 1,532    | 1,530    | 1,389    | 1,451    | 1,285    |
| 受診者数（1回目） | 1,300    | 1,321    | 1,206    | 1,255    | 1,125    |

### 【 量の見込みと提供体制 】

単位：人

|                    | 令和 2 年度           | 令和 3 年度           | 令和 4 年度           | 令和 5 年度           | 令和 6 年度           |
|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 量の見込み（A）<br>（延べ回数） | 1,243<br>(17,402) | 1,231<br>(17,234) | 1,219<br>(17,066) | 1,205<br>(16,870) | 1,192<br>(16,688) |
| 確保策（B）             | 1,243             | 1,231             | 1,219             | 1,205             | 1,192             |
| 差引（B）－（A）          | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 |

### 【 今後の方向性 】

妊娠初期に妊娠の届出をすることで、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な保健指導につなげることが期待できるため、妊娠初期の届出の普及啓発を進め、本事業の推進を図ります。

## (12) 実費徴収に係る補足給付事業

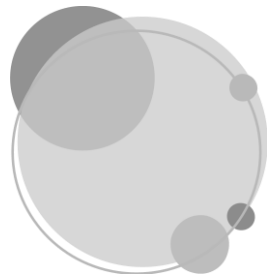
特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用について、一部又は全額を助成する事業です。

## (13) 多様な主体の参入促進事業

民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用といった観点から効果が高いと考えられる事業を実施します。







## 參考資料

\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*

### 3 関係法令

#### (1) 新座市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、新座市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 子ども・子育て支援関係団体を代表する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

## (2) 児童の権利に関する条約（抜粋）

平成元年（1989年）に国際連合が採択。日本は平成6年（1994年）に批准、平成6年5月22日に発効。

前文 省略

第1部

第1条（児童の定義）

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

第2条（差別の禁止）

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条（児童に対する措置の原則） 省略

第4条（締約国の義務） 省略

第5条（父母等の責任、権利及び義務の尊重）

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第6条（生命に対する固有の権利）

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第7条（登録、氏名及び国籍等に関する権利） 省略

第8条（国籍等身元関係事項を保持する権利） 省略

第9条（父母からの分離についての手続き及び児童が父母との接触を維持する権利） 省略

第10条（家族の再統合に対する配慮） 省略

第11条（児童の不法な国外移送、帰還できない事態の除去） 省略

第12条（意見を表明する権利）

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第13条（表現の自由）

- 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
  - (a) 他の者の権利又は信用の尊重
  - (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第14条（思想、良心及び宗教の自由） 省略

第15条（結社及び集会の自由） 省略

第16条（私生活等に対する不法な干渉からの保護） 省略

第17条（多様な情報源からの情報及び資料の利用） 省略

第18条（児童の養育及び発達についての父母の責任と国の援助）

- 1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。

- 2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
- 3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第19条（監護を受けている間における虐待からの保護）

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
- 2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

第20条（家庭環境を奪われた児童等に対する保護及び援助）省略

第21条（養子縁組に際しての保護）省略

第22条（難民の児童等に対する保護及び援助）省略

第23条（心身障害を有する児童に対する特別の養護及び援助）

- 1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。
- 2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。
- 3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。
- 4 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換（リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。）であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第24条（健康を享受すること等についての権利）

- 1 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。
- 2 締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。
  - (a) 幼児及び児童の死亡率を低下させること。
  - (b) 基礎的な保健の発展に重点を置いて必要な医療及び保健をすべての児童に提供することを確保すること。
  - (c) 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と闘うこと。
  - (d) 母親のための産前産後の適当な保健を確保すること。
  - (e) 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生（環境衛生を含む。）並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。
  - (f) 予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービスを発展させること。
- 3 締約国は、児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止するため、効果的かつ適当なすべての措置をとる。

4 締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際協力を促進し及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第25条（児童の処遇等に関する定期的審査）省略

第26条（社会保障からの給付を受ける権利）省略

第27条（相当な生活水準についての権利）省略

第28条（教育についての権利）

1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

(c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。

(d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。

(e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。

2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第29条（教育の目的）

1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。

(a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

(b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。

(c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。

(d) すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。

(e) 自然環境の尊重を育成すること。

2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

第30条（少数民族に属し又は原住民である児童の文化、宗教及び言語についての権利）省略

第31条（休息、余暇及び文化的な生活に関する権利）

1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。

2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

第32条（経済的搾取からの保護、有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利）省略

第33条（麻薬の不正使用等からの保護）省略

第34条（性的搾取、虐待からの保護）省略

第35条（児童の誘拐、売買等からの保護）省略

第36条（他のすべての形態の搾取からの保護）省略

第37条（拷問等の禁止、自由を奪われた児童の取扱い）省略

第38条（武力紛争における児童の保護）省略

第39条（搾取、虐待、武力紛争等による被害を受けた児童の回復のための措置）省略

第40条（刑法を犯したと申し立てられた児童等の保護）省略

第41条（締約国の法律及び締約国について有効な国際法との関係）省略

第2部 省略

第3部 省略

### (3) 新座市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成26年9月26日  
条例第32号

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下「最低基準」という。)を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(最低基準)

第3条 最低基準は、市長の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童(以下「利用者」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、新座市児童福祉審議会条例(平成13年新座市条例第14号)に基づく新座市児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、放課後児童健全育成事業の設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

第5条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、放課後児童健全育成事業の設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者は、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第6条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、放課後児童健全育成事業の運営を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業の運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

5 放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止を十分考慮して設けられなければならない。

(平28条例18・一部改正)

(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)

第7条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、毎月行わなければならない。

(職員の一般的要件)

第8条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員(以下「職員」という。)は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けた者でなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第9条 職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。



(設備等の基準)

- 第 10 条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所に、放課後児童健全育成事業における支援の提供に必要な設備及び備品等を備えるほか、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画並びに当該設備及び備品等を確保すべき場所(以下この条において「専用区画」という。)を設けなければならない。
- 2 専用区画の面積(前項に規定する設備及び備品等に係る面積を除く。)は、児童 1 人につきおおむね 1.65 平方メートル以上でなければならない。
  - 3 第 1 項に規定する設備及び備品等並びに専用区画(次項において「設備等」という。)は、放課後児童健全育成事業所において保育している時間帯を通じて専ら放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
  - 4 設備等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(放課後児童支援員及び補助員)

- 第 11 条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。
- 2 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。
    - (1) 保育士の資格を有する者
    - (2) 社会福祉士の資格を有する者
    - (3) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第 9 号において「高等学校卒業生等」という。)であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの
    - (4) 教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)第 4 条に規定する免許状を有する者
    - (5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
    - (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者
    - (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
    - (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
    - (9) 高等学校卒業生等であり、かつ、2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
    - (10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
  - 3 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに 2 人以上(市が行う放課後児童健全育成事業であって放課後児童健全育成事業所において保育する児童の数が 40 人以下の場合は、当該放課後児童健全育成事業所ごとに 3 人以上)とする。ただし、その 1 人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第 5 項において同じ。)をもってこれに代えることができる。
  - 4 前項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする。
  - 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。

(平 28 条例 18・平 30 条例 29・平 31 条例 12・令元条例 4・一部改正)

(利用者を平等に取り扱う原則)

- 第 12 条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

- 第 13 条 職員は、利用者に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第 14 条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所に、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、その管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第 15 条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる放課後児童健全育成事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 放課後児童健全育成事業の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務の内容

(3) 保育している日及び時間

(4) 放課後児童健全育成事業における支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額

(5) 利用定員

(6) 通常の放課後児童健全育成事業の実施地域

(7) 放課後児童健全育成事業の利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 前各号に掲げるもののほか、放課後児童健全育成事業の運営に関する重要事項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第 16 条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第 17 条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその保護者等の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその保護者等の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、他の放課後児童健全育成事業者その他の機関に対して、利用者に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該利用者の保護者の同意を得ておかななければならない。

(苦情への対応)

第 18 条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第 85 条第 1 項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(保育時間及び日数)

第 19 条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において保育する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める保育時間を原則として、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定めなければならない。

(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 午前 8 時から午後 6 時(ただし、保育時間の延長の決定を受けた場合にあっては、土曜日を除き午後 7 時)まで

(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 児童の放課後から午後 6 時(ただし、保育時間の延長の決定を受けた場合にあっては、土曜日を除き午後 7 時)まで

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において保育する日数について、1 年につき 250 日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定めなければならない。

(保護者との連絡)

第 20 条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、放課後児童健全育成事業における支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第 21 条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第 22 条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供において事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(委任)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 24 年法律第 67 号)の施行の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に行われている放課後児童健全育成事業の用に供している建物(同日において基本的な設備が完成しているものを含む。)(第 10 条第 2 項に規定する基準に適合するものを除く。)について、同項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和 2 年 3 月 31 日までの間、適用しない。

(令元条例 4・一部改正)

3 施行日から令和 2 年 3 月 31 日までの間、第 11 条第 2 項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(令和 2 年 3 月 31 日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。

(令元条例 4・一部改正)

4 この条例の施行の際現に行われている放課後児童健全育成事業における支援の単位について、第 11 条第 4 項の規定は、施行日から令和 2 年 3 月 31 日までの間、適用しない。

(令元条例 4・一部改正)

附 則(平成 28 年条例第 18 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 31 年条例第 12 号)

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年条例第 16 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。